

### 3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案 に対して寄せられた御意見一覧

(別紙5)

※受付順 (敬称略)

No.	意見 提出者	御意見
1	個人	無線設備規則改正案第49条の22の2第1項第2号についてですが、高度道路交通システムは、未だ一般に普及していない新しい技術であることから、今後どのような形態のものが現れるか分からないと思います。したがって、同号ただし書中「電源設備及び空中線系」を「電源設備、空中線系その他総務大臣が別に告示するもの」として、新形態の設備に機敏に対応できるようにするべきだと思います。
2	個人	<p>今回の新帯域の割当にあたり、平成23年3月11日の震災等を踏まえ、国民保護法の規定するところの指定業者に該当する、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ様、KDDI 株式会社様の復旧に向けた取り組み及び衛星回線等の代替手段の提供等を鑑み、上記2社のいずれかに新帯域の割当をお願い致します。</p> <p>ソフトバンクモバイル様は傘下に株式会社ウィルコム の PHS 帯域、XGP 用帯域を確保している点を鑑みると、既に必要な帯域を確保し、設備投資が急がれることから同社への割当は適当ではないと考えます。</p> <p>さらに、同社の経営環境は必ずしも健全と言えるものではなく、割賦債権の証券化による資金調達や社債の乱発等により今後さらに厳しく、割当を行ったところですぐに立ち上げることが難しいと考えます。</p> <p>イー・アクセス株式会社様においては、データ通信が主たるサービスとなっており、新帯域を新たに割り当てる必要性に疑問を感じます。</p>
3	個人	<p>現在、携帯電話大手3社のうちソフトバンクだけが後発のためか、700MHz～900MHz 帯の周波数割り当てを受けていません。</p> <p>ぜひとも今回の900MHz 帯をソフトバンクに割り当ててください。</p> <p>条件を同格にして企業競争することにより、健全な育成がなされると思います。</p>
4	個人	<p>900mhzはプラチナバンドとお聞きしました。ドコモ、au は既に持っているとお聞きしました。</p> <p>ソフトバンク、イーモバイル、ネットワーク会社がありますが、900mhzの割り当ては公平に、</p> <p>1, ソフトバンク                  2, イーモバイル                  の順が望ましいと思います。</p> <p>インフラは、ドコモの独占のように感じております。au はすでに割り当てられています。一度公平に割り当て、そして、再度検討するというのが、一番の王道ではないでしょうか？</p>
5	個人	<p>二ギガヘルツ帯におけるアイピーモバイル株式会社の免許返上などの例にもありますとおり、実際の事業遂行能力を同定し認定を与えるのは著しく困難な作業であることと推察いたします。この事業遂行能力についてあらかじめ大きな枠組みを与えるためにも、今回策定されましたさまざまな将来事業方針の聴取のみならず、過去に行われた認定業務とその結果を効率的に反映すべきであると考えます。具体的には、過去に第三世代移動通信システムに関する認定返上履歴のある事業者とその事業者と資本的に強い関係のある者等は当分は事業遂行能力および責任能力がない者と推定し認定対象とならないようにするべきと考え、「三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案」に次のような対象除外項を提案するものです。</p>

	<p>(申請者の条件)</p> <p>1 開設計画の認定は次に掲げる事項をすべて満たしている申請に対して認定するものとする。</p> <p>(一)申請者が、過去十年以内に、国際電気通信連合無線通信部門の勧告 M.1457 に規定する第三世代移动通信システム特定基地局の開設計画の認定(以下「返上された認定」という)を受け、その日から二年以内に、返上された認定の返上を行った者(以下「返上した者」という)ではないこと。この場合において、返上された認定の申請者が法人又は団体である場合にあっては、返上された認定を受けた日において返上された認定の申請者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者、返上された認定の申請者の議決権の三分の一以上を保有する者及び返上された認定の申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者(返上された認定の申請者を除く。)も返上した者とみなす。</p> <p>(二)申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者、申請者の議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者及び申請者の議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者(申請者を除く。)が返上した者ではないこと。この場合において、一の者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者は申請者が議決権の三分の一以上を保有する者と、一の者の議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者の議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者は申請者の議決権の三分の一以上を保有する者とみなす。</p> <p>(三)申請者が法人又は団体である場合にあっては、一の返上した者、当該する返上した者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者、当該する返上した者の議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者及び当該する返上した者の議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者(当該する返上した者を除く。)が直接的又は間接的に所有する申請者の議決権の合計が三分の一を超えないこと。この場合において、一の者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者が議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者は当該一の返上した者が議決権の三分の一以上を保有する者と、一の者の議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者の議決権の三分の一以上を直接的又は間接的に保有する者は当該一の返上した者の議決権の三分の一以上を保有する者とみなす。</p>
6 個人	<p>周波数再編において一般意見を公募されているとのことでしたので、素人ながら勝手な意見を述べさせていただきたいと存じます。</p> <p>先日公表された 900Mhz の割り当て基準を拝見いたしました。</p> <p>人口カバー率や LTE サービスの開始、費用負担では4社に差を付けることは難しいでしょう。</p> <p>具体的計画の充実度や割り当て済み周波数の幅に対する契約者数の程度という基準にてらせばソフトバンクモバイル。</p> <p>既に申請者に割り当てている周波数帯の差異だけを見ればイー・アクセス。</p> <p>ということになり、実質的に上記2社の争いとなるのはほぼ間違いないでしょう。</p> <p>では、どちらに割り当てるのが国益の有効活用になるかと考えますと、やはりソフトバンクモバイルに分があるのではと私は考えます。</p> <p>2社の契約者数を比較すると約3000万と350万で、圧倒的に違います。前者に割り当てるとはより多くの国民の利益となるでしょう。</p> <p>確かに、イー・アクセスの保有する周波数帯は4社中最も少ないですが、現在の契約社数を鑑みると、まだまだ余裕があるのではないかと思います。</p> <p>基地局の整備や Wi-Fi スポットの設置などの企業努力も不十分な気がします。</p> <p>一方ソフトバンクモバイルは基地局の整備や Wi-Fi スポットの設置を積極的に行っている印象があります。それにも関わらず、大手3社の中で唯一ブラチナバントを持たぬがために通話品質を揶揄される姿はあまりにも不公平に映ります。</p> <p>以上、個人的な意見を述べさせていただきました。</p>

		電波は国民の資産なので、何卒、公平な見地から割り当てをしていただけることを願っております。
7	エクサ通信株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のアナログ及びデジタル MCA の免許局が全て移行の対象とするべき。(休止含み廃止は含まず)</li> <li>・既存の状態と同様の利便性を継続させる為に必要な費用(機器や工事に関わる費用)を確保し、既存の利用者の費用や手続きの負担が必ず無い状態にするべき。</li> <li>・現金の場合とリースの場合の機器の入替に関して、お客様の経理的処理の回答をお願いします。 リース中、再リース中、ローン購入中、現金購入、等。(所有者と使用者の関係)</li> <li>・周波数移行に地域差が措きえるので新周波数に移行完了するまで、既存の周波数で増局して場合も交換の対象に含めるべき。</li> <li>・移行完了までの期間、第三者機関を設け既存の MCA 無線機新周波数移行後の廃止局(無線機)の管理を行い(中古販売防止) 回収先を整備し無料で回収し再販管理をするべき。</li> <li>・2013 年以降の開局の対応、新周波数の開局が出来ていれば問題ないが、2013 年以降に利用者が新規開局購入出来ない時期の対応策。</li> <li>・周波数移行には、必ず公平な第三者機関を設けるべき。手続きや問い合わせ速やかに移行が出来る仕組み。</li> <li>・一時的(短期的)に工事件数が増えることが予想されるため、測定機器や工事治具等を販売店が購入したり、人員確保したりするための経費も、移行費用として考慮して欲しい。</li> <li>・販売店が故障対応用に保有している代替機も新周波数に対応するため、移行費用として計上して欲しい。</li> <li>・いつまでに開設された MCA 端末が費用支弁の対象となるか明確にして欲しい。何故ならば、新周波数のサービスが開始されるまでは、少なくとも現行周波数の端末が開設されることとなる。新周波数のサービスの導入時期が地域等によって異なることになる場合には、当該地域の実情に応じた時期までの開設無線局について、全て費用支弁の対象として貰いたい。</li> <li>・費用清算時期については、端末配備の担い手である販売店の資金繰りへの懸念があるため、費用清算を迅速に行って欲しい。必要に応じて、公平性の担保できる基金等を創設して費用清算できる仕組みを整備して欲しい。</li> <li>・特に、既存システム利用者が、「移行先がない」「移行先の利便性が現状より悪化する」ことの無いよう、国から MRC・JAMTA に対し、強く指導して欲しい。</li> <li>・アナログの制御局を利用している免許人の大多数はシングルゾーンにより一斉同報にその利便性を見出して長年利用している。アナログ制御局同様の「単独局」でもよいので、置局することを是非検討して貰いたい。</li> <li>・移行作業実施に当たり、利用者に不安や混乱を生じさせないために、移行の具体的な方法・費用・スケジュール等を、できる限り早い時期に国から免許申請代理人の位置付けにある販売店に対して周知説明会を実施して貰いたい。</li> <li>・従来の商流の踏襲について、移行作業を円滑に進めるためには、利用者の状況を熟知している既存の販売店が移行作業及びアフターサービスを従来通りにできるように配慮して欲しい。</li> <li>・メーカーなどから認定開設者に直接販売され、販売店が機器の取り付けだけとなると、修理・メンテナンス対応ができなくなるので考慮して貰いたい。</li> <li>・出来るだけ早い時期に総務省殿より今回の移行措置の概要を対象免許人及び販売店等に周知してもらいたい。その際に、販売店等が説明かに参加できないような個々の免許人殿に説明する資料や内容についての指導をお願いしたい。</li> <li>・今後の認定開設者と中継局免許人との協議にあたっては、移動無線センター殿に対象免許任等の意見が反映されるような枠組みを作って頂くべく、総務省殿より移動無線センター殿に指導をお願いしたい。</li> </ul>
8	株式会	①MCA無線の利便性、重要性を理解して利用している免許人に対して今回の移行がスムーズに行われる為に、早期に移行計画を、免許人、中継局

	社ニッ ウ	<p>免許人、ディーラーに周知をお願いしたい。</p> <p>②MCA中継局の移行については、通信方式の変更がないものに限定されているが、移行先の利便性が悪化するエリアが存在することを具体的に把握し、移行により不利益になる免許人が存在しないように認定開設者の負担を追加するか、中継免許人に対して、エリア責任を持ち期限付置局計画の指導をお願いしたい。</p>
9	シンワ無 線機販 売株式 会社	<p>1.現在、広島市安佐北区にタクシー事業所で営業を営んでいますが、周波数が高くなると絶対届かなくなり、タクシーは無線配車が絶対必要ですが使用できなくなる事に対する補償を求められる可能性が大ですがその場合、どのように対処して頂けるのでしょうか。</p> <p>2.上記と同じく、広島市佐伯区八幡・三原市本郷町でも使用しており、上記と同じです。</p> <p>3.呉市川尻町及び、尾道市向東町の道路公社事務所と、広島市内の本部をMCAで結び防災用に設置しており、現在は電波が届いていますが、周波数が高くなると届かなくなり、本部と業務の連絡や事故時等の対応が出来なくなってしまう、対処のほどお願い致します。</p> <p>4.アナログMCA無線機を当社で修理代替用として準備しています、代替用なので、当然免許を受けていません、それも今回の入替にも含んで頂かなくてはなりません。</p> <p>5.現在リース契約で購入して頂いてる客先が、周波数が高くなることにより通話エリアが狭まり使用できない事になって、MCAの解約となった時、リース会社とのトラブルが発生しますが、どの様に対処でしょうか。</p> <p>6.制御局の件ですが、先に山の制御局を各地に準備開設して置かかないと、横のつながりが出来なくなり業務に支障きたすところが沢山出て大トラブルの元になります、ぜひ先に。</p>
10	三親電 材株式 会社	<p>通信エリアの確保について</p> <p>1) 周波数の変更に伴い、既設局の通話エリアが確保できることで、免許人が納得いく通話エリア確保が必要です、</p> <p>2) 既設のMRC・JAMTAが運営している通話エリアは、最低確保をお願いしたい、</p> <p>3) 通信エリアの不感の予想地区 東広島市周辺、三原市地区、安佐北区地区、佐伯、廿日市地区 呉市海岸地区、など、現在エリアぎりぎりの地区での使用が多くなっています、 営業上必要なため、他の機器に移行しなく、危機管理で運用しています。</p> <p>認定開設者への免許人の公開について(プライベート保護の為、注意)</p> <p>1) 第三者機関(MRC、JAMTA・免許代理人)などをとうして、情報公開をお願いしたい、</p> <p>2) 認定開設者への乗り換え営業されるおそれがある、</p>
11	個人	900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
12	個人	900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
13	個人	900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
14	個人	900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
15	個人	900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
16	個人	①電波は公共財であり、これを携帯電話事業等有料で行う商用サービスの通信業者に提供する場合には、これに伴う対価を支払わせるべきである。

		<p>②この対価の徴収方法は現在行われている電波利用料の徴収によるよりも、免許申請をした通信業者間でいわゆる電波オークション(競争入札)を行い、当該周波数を利用できる免許付与の対価として最も高い価格を提示した業者からその価格を徴収する方法により免許を付与する通信業者を選定すべきである。公平で、新規参入を促し、通信市場を競争的にしつつ、公共財に対する対価を得て国家財政の一助となる一石三鳥の施策だ。</p> <p>③総務省が審議会等を使って免許申請をした通信業者を独自の基準で審査する方法は先般のウィルコム経営破綻の例を挙げるまでもなく、非効率的で、正しいという保証が全くない。免許を付与した業者には電波法等に伴う公共的規制がかけられる上、ウィルコムの例を挙げるまでもなく、免許があること自体で当該業者は多方面から資金援助を受けられるのであり、そもそも財務体質やコンプライアンス等を審査する必要はない。</p> <p>④報道にもあるとおり、オークションをいずれ実施するというなら、主力の700/900MHz帯をまとめてオークションにかけるべきだ。帯域が空く2012年7月まで大改正を実施する時間がないなどというのは嘘であり(来年、割り当てが行われるのは900MHz帯の5MHz×2だけで、100MHz近くが空く700MHzは2015年までに割り当てればよい。)、そもそも総務省の優秀な官僚が必死になって立案作業をすれば来年の通常国会に提出することなど容易であるし、通常国会でも時間をかけて審議をすれば良いだけの話だ。</p> <p>⑤昨年度の電波利用料収入は642億円だが、「研究開発」などと称して天下り先の特殊法人などに配布されているにすぎず、全く無駄になっている。このような総務省が独占的に使える「隠れ特別会計」ではなく、オークションによって得られる収入を一般会計に繰り入れて財務省の管理下に置くべきだ。このようにしない理由は電波部の技官と天下り先の通信業者の癒着以外に考え難い。</p> <p>意見の要旨は以上であるが、意見募集の方法につき一言したい。</p> <p>行政手続法を所管し、意見募集においても範となるべき総務省が、このようなわかりにくいホームページで意見を募集するのはもってのほかだ。まず、意見を寄せる方法を冒頭に明示するべきだ。技術的な省令や告示をわかりにくく並べ立てた後で別紙で方法につき教示し、しかも最も意見を送るのが容易なメールによる方法については、クリックで回答できないように、@を×にするなど、(過去に意見募集の集約等もしたことがある経験に照らすと)意見を寄せられたくないがための方策としか思えない。そもそも1000字を超えたら要旨を付けろなどというも居丈高だ。官僚が1通ずつ目を通して自分で要約すべきだ。</p> <p>もちろんこの意見に対しても、(意見募集の結果をおなざりに表示するばかりの厚生労働省辺りと違って)行政手続法を所管し各省の範となるべき総務省としては、これに対する考え方を丁寧に説明してもらえるものと確信するが、特に上記意見の③と⑤には必ず反論されたい。</p>
17	個人	<p>なぜ総務省の役人方が、周波数の割当を勝手に審査して決定してしまうのか理解に苦しみます。これが巷間聞くとところの天下りとかいうもののカラミ?と下司な事まで考えてしまいました。</p> <p>900MHzを含めた周波数の割当は、密室談合の比較審査ではなく、青天井上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p>
18	個人	<p>900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p>
19	個人	<p>900MHzの割当は比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p>
20	個人	<p>900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p>
21	個人	<p>900MHz帯の割当は金額の上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p> <p>オークションで得た金額については一般会計に組み込み税金として有効に活用してほしいです。</p> <p>「競願時審査基準」の(3)の審査基準は全部いらないと思います。オークションでの金額との兼ね合いが不明瞭になるため、曖昧な評価基準についてはすべて排除するべきです。もしくは「絶対審査基準」とするべきです。</p>
22	個人	<p>900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p>

		<p>国民の財産である電波を、密室での談合によって決めるなど言語道断です。</p> <p>さらに、未曾有の大災害が起こり、増税をしようというときに、目の前にぶら下がっている財源をなぜ、むざむざ安く手放さなければならないのでしょうか？</p> <p>利権のために国民の財産を私物化するのはやめていただきたい。</p> <p>ぜひ、透明性が高く、競争政策にも繋がり、海外では当たり前のように行われている周波数オークションで割り当てを決めてください。</p>
23	個人	<p>多額の費用と期間を要したアナログ TV 停波により空いた周波数帯の VHF-HIGH のマルチメディア放送に参入する事業者が殆ど無いなどの事実を見ても、民間が使用する周波数帯を比較審査により決定するのは周波数帯の有効利用につながらず、諸外国でも導入されている周波数オークションの利用が望ましいと考えます。特に今回の 900MHz の割当は携帯電話事業者にとって極めて重要な周波数帯であり、その決定は事業者のビジネスに大きな影響を与えます。この決定は公平性に疑念のある比較審査ではなく、事業者にとって公平な上限無しの周波数オークションで決めるべきと考えます。</p>
24	音羽電子システム株式会社	<p>I 移行作業実施に当たっての”説明文”を国、又認定開設者から直接通知を絶対にしない様に、全ての案内通知の事項について、我々の販売業者の代理店を通じて行う様にすべきです。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常の業務をしながら、移行の膨大な台数の消化に種々の作業計画をしなければならない為。</li> <li>② 顧客との人間関係の上に取り引きが成り立っている為、全ての事がクレームなく、順調に計画的に運ぶことが出来る。</li> </ul> <p>II 現在の無線機の所有権、税法上の問題・・・etc について、同時解決の指針を出さねばならないと思います。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現金購入されている会社(所有権・使用者) 無料で交換すれば済むものではなく、常識的な販売価格と、固定資産での残金の差が”受贈益”として発生し税金の対象になり、面倒を見ねばならないと思います。</li> <li>② リースでの購入されている会社(所有権・・・リース契約会社) 現契約中の残金を一括して、リース契約会社に支払いし、契約解約処理せねば、前に進まない、その一括払い金の負担の面倒を見ねばならない。次に①項と同様の処理になる。</li> </ul> <p>III GPS システムなど工事期間中に基地局側システムを新旧 2 システム稼働の必要ありによって、その為の必要経費(暫定使用機器)の負担を考えてもらいたい。</p>
25	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。世界の中でも周波数オークションを取り入れてない先進国は少ないです。</p>
26	個人	<p>3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見募集との事ですが、周波数オークション制度を導入するのではなく、比較審査で決定するには私は反対です。</p> <p>電波は有限であり貴重な資源です。国民が状況を知らされることのないまま比較審査によって決定するのは、如何なものでしょうか。利権狙いの密室談合の危険性は否めないのではないですか？</p> <p>消費者の立場から言わせて頂くならば、比較審査ではなく上限なしの周波数オークション制度を導入することによって、携帯電話市場の価格競争による恩恵が望めますし、サービスの向上にも繋がると思われれます。</p>

		900MHz の割当は、是非上限なしの週はオークションによって決めて頂きたいと思います。
27	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 貴重な資源である電波が有効活用されて、日本の携帯電話市場が今後競争的になり、値段が下がったり、便利なサービスが出てきて欲しいと望んでいるからです。
28	個人	700MHz/900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
29	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
30	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 できるだけ高値で落札をさせて下さい。
31	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
32	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
33	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 オークションを取り入れても、上限があるようでは、オークションの意味を為さない可能性が高いと考えます。
34	個人	900mhzの周波数の割り当ては上限なしのオークションで決めて欲しいです。 その分を財源に使えますし、他国では当たり前の事と聞きます。 密室談合でソフトバンクに決まることがほぼ確定しているという噂が充満していますが、 何か裏でお金でも貰っているのでは？と国民は疑問に思っていますし、成り行きを見えています。 これ以上国民を絶望させないで下さい。
35	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 電波は有限の貴重な財産です。 より多くの民間企業によって、今以上にアグレッシブに活用されるべきです。
36	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
37	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 透明性があり、公平な競争を促せるものにし、より安く、より良いサービスを競争させるために行政は活動すべきですし、それを多くの市民は望んでいます。
38	個人	900MHz の割当は比較審査のようにプロセスが不明瞭なものではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきと存じます。
39	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 国民共有の財産である電波は最大限の利益が得られる形での利用があたりまえだと思います。 あなた方のやり方を注視しています。 意見を求めているからにはやり方に還元してくれることを期待します。
40	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
41	個人	貴重な 900MHz の割り当てに関する事は比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。電波は国民に共通の有限な資産で

		す。 一部の既得権益を守る団体や通信事業者・放送局に関わる事無く、公平でオープンな配分のプロセスが必要です。
42	個人	900MHz の割当は密談談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
43	個人	900MHz の割当は密談談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
44	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
45	株式会社テレパ ス四国	<p>この度の「3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見募集」に関し、免許人の代理の立場として、ディーラーの立場として、そして免許人の立場として意見を述べさせていただきます。</p> <p>第一に、周波数再編における動向の中での MCA に関わる事業者へのアンケート等での認定開設者への費用負担の算出方法があまりに稚拙過ぎて現状と似合わない、と感じる。従って、現時点では現実問題として無線機事業者が移行作業に掛かると、必ず無線機ディーラーはもちろん、エンドユーザーへの余分な費用負担が発生してくることは必至となる。よって、平成 30 年 3 月末まで猶予期限があるのなら、費用負担の範囲、方法について話し合いは十分に考慮して欲しい。</p> <p>第二に、アナログ MCA(JSMR システムを含む)からデジタル MCA へ移行するにも、移行先がないエンドユーザーに対して、無線機事業者独自でシステムの構築を計画しても、それに対しては補助はゼロという対応には、かなり無責任さと不公平さを感じる。認定開設者が負担出来ないという見解を示すなら、国が補助を考える必要があると思う。携帯電話はニーズが高く、必要性があり、無線機は二の次という姿勢が読み取れる。東日本大震災時、無線機の有用性が見直されたという経験は、既に忘れ去られてしまっている。</p> <p>最後に、今回の編成は、帯域の場所だけは国で整理を付け、最終民間企業での話し合いということになっているが、話し合いの場の不足も、考慮する時間の不足もあり、まともな編成の場となっていないと感じる。一体、今回の編成で納得したのは誰でしょうか？</p>
46	個人	<p>900MHz 帯の割当につきましては、比較審査方式を採用すべきではありません。</p> <p>入札金額の上限を設けない、周波数オークション制度を採用するべきであると考えます。</p> <p>比較審査方式では、割り当ての審査基準が不透明です。</p> <p>より高い入札金額を提示した入札者が落札するオークション制度が、割り当ての基準が明確です。</p> <p>またオークション制度により多くの収入を得ることができますので、震災復興の財源に充当することで国民の負担を軽減できるものと考えます。</p>
47	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
48	個人	<p>携帯電話用 900MHz の割当は比較審査ではなく、入札額上限を設定しない周波数オークションで決めていただきたいと思います。コンプライアンスが問われる昨今、談合や利権の発生リスクは回避すべきです。</p> <p>支出が激増している国家財政にも有効と思います。</p>
49	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
50	個人	<p>3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見募集との事ですが、周波数オークション制度を導入するのではなく、比較審査で決定するには反対です。</p> <p>電波は有限であり貴重な資源です。国民が状況を知らされることのないまま比較審査によって決定するのは、如何なものかと考えます。利権狙いの密室談合の危険性は否めないのではないのでしょうか。</p> <p>消費者の立場から言わせて頂くならば、比較審査ではなく上限なしの周波数オークション制度を導入することによって、携帯電話市場の価格競争によ</p>



		<p>る恩恵が望めますし、サービスの向上にも繋がると思われます。</p> <p>900MHz の割当は、是非上限なしの週はオークションによって決めて頂きたいと思います。</p>
51	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
52	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
53	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p> <p>ゲームなどの娯楽性の強いものに収益性を求める事業者を保護する考え方には反対です。</p> <p>また、今回のやり方ではソフトバンクに決まったようなもの。これは不平等に成りかねない。</p> <p>この考え方は、テレビショッピングなど商業番組の上に利益追求を求める番組が多い現状からテレビの電波使用料についても取り入れるべきだと考えます。</p>
54	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p> <p>また、オークション収入は国庫歳入となり、東日本復興に使われるべきです。</p>
55	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
56	三電計装株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東日本大震災では、ご存じの通り携帯電話や固定電話が不通になりましたが MCA 無線は活用できましたし、震災後関東を中心に BCP 用途としても MCA 無線を採用される自治体や企業が大幅に増えています。この機会に是非、第3の通信手段として置局を大幅に増やしてエリアを拡張し国民の安全安心に活用できるようなご検討をお願いします。</li> <li>2. MCA 無線は、グループ分けが簡単にできます。現状では、消防は消防無線や自治体の防災用途は防災無線、水道業務や産廃業務、路線バスなどの運送業務にそれぞれ配備されているのが現状の自治体です。ところが、いざ災害が発生したら横の連携ができない通信システムとなります。是非、横連携にもスムーズに活用できる MCA 無線の利便性をご理解いただき、国を挙げた横連携通信手段としての MCA 無線再構築を何とぞご検討下さい。</li> <li>3. 四国ではアナログを閉局して、デジタルの置局の予定がない場所が多く、利用するにもエリアが九州に比べたら大幅に中途半端です。メイン国道である国道11号線(高松～松山間)、国道32号線(高松～高知)、国道33号線(松山～高知)などの重要国道も全て中途半端なエリアになっています。徳島においては置局そのものがございません。地域間格差解消並びに想定される南海地震対策のためや、第3の通信手段としての活用もご検討していただき大幅なエリア拡張のための置局の増設をご検討下さい。</li> <li>4. 運送業やタクシー業は特に平日は業務に携わっており、無線機を移行する作業がどうしても休日や深夜となって長期間かかってしまう可能性があります。よって、それらの業種に対する移行費用については休日手当などの追加処置をご検討ください。</li> <li>5. アナログ MCA を利用されているお客様は、現状の単一ゾーンのエリアで十分満足されており、デジタルに移行するとその単一ゾーンが狭くなる恐れと、十分満足しているのに、機器移行に伴うコストがかかるのであれば廃局する恐れがあります。</li> <li>6. 四国のデジタル MCA の現状は、香川県はほぼカバーしていますが、他の3県はエリアが狭いのが最大の問題です。</li> <li>7. アナログ MCA を現状も使っていただいているお客様は、単一ゾーンのエリアで満足されており、デジタルに移行されても従来と変わらないエリアで活用されると思われます。その場合、単一ゾーンが狭いデジタルでしかも、移行に関わるコストがかかるのであれば、廃局するお客様が続出するのではないかとこの恐れがあります。よって、これを機会にエリアの充実も是非ご検討下さい。</li> <li>8. 2012年12月末まで今回の移行制度を活用できるとのことですが、2013年から実際の移行期間までの間がビジネスとして成り立たなく弊社の経営に多大な影響を及ぼしてしまいます。また、自治体は導入に当たり数年かかってしまうため自治体用途での活用もできなくなってしまいます。移</li> </ol>

		<p>行までに何らかの寛大な処置をご検討下さい。</p> <p>9. 何でも四国のような地方は後回しになってしまいます。そうならないようご対応をお願いします。</p> <p>10. 本件で免許人自身に一連の流れがわかるようなご説明なり広報を、総務省もしくは財団法人移動無線センターのホームページなどで発信できるようご検討下さい。</p> <p>11. 最後にちょっと別な次元の話になりますが、今回の周波数移行については、携帯電話やスマートフォンなどの高度利用に活用されるので問題はありません。しかしながら、それ以外の自営通信を国としてどうお考えなのか？東日本大震災のような自然災害では従来から固定電話や携帯電話が使えなくなるということは周知の事実です。東日本大震災では、MCA 無線または簡易無線などの自営通信を自治体に配布し被災地での活動に利用されていると聞きました。何かあると、人と人が直接話ができる通信手段というのが必ず必要とされます。総務省が掲げている ICT や携帯電話網の高度利用も情報通信の発展には欠かせないものだと思います。それにプラスして、従来の自営通信をどう発展させていくのかも重要な施策だと思っています。実際その自営通信が全国至る所で官公庁や民間で使われていると災害発生時にそれがそのまま災害復旧や支援活動に活躍することになります。是非ご検討下さい。</p>
57	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
58	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
59	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
60	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
61	個人	<p>900MHz の割りあては透明性の高い周波数オークション(上限無し)で決めるべきです。総務省の比較審査で決めるなど時代錯誤の不遜なやり方です。</p> <p>オークションの収益は今の国難に立ち向かう足しになるでしょう。移動無線センターなどという「貴重な電波資源を利用し、公共性の高い事業を営んでいる」とはとてもいいがたい天下り先の存続を優先させるなどもってのほか、公僕として恥を知れと言いたい。</p>
62	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
63	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
64	個人	700/900MHz 帯の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
65	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p> <p>電波は公共のものです。国民のものです。公共財産を利用する主体者がそれに見合う対価を払うのは当たり前です。繰り返しになりますが密談談合ではなくオープンな環境でフェアな条件で入札すべきではないでしょうか？国民の理解を得にくい増税を実施する前に可能なところから財源を確保すべきと思います。</p> <p>これ以上国民を馬鹿にするような方法でことを進めないで下さい。宜しく願い致します。</p>
66	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
67	個人	900MHz の割当は上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
68	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
69	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。

		オープンで公正な形で決定をお願い致します。
70	一般社団法人 日本産業・医療 ガス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定開設者は終了促進措置に関して、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図る為の体制の整備その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。⇒講じなければならない。に変更を要望する。(理由:合意がなされないまま時間が経過すると業務上支障が発生するだけでなく、移行完了日までに移行が終了できない恐れがある。努力目標ではなく、義務とすべきと考える。)</li> <li>・補償交渉において、万が一、当事者同士で合意できない場合の解決方法の明示を要望する。(理由:努力目標だけで、合意できなかった場合の解決策は予め決めておくべきと考える。)</li> <li>・パンプ 250mW は現行案の特定小電力にすることに賛成する。(理由:250mW をハンディターミナルタイプで配送車で持ち運び用として大量に使用する。電波を発するのは数秒間で距離も 1m 程度であり、現在の特定小電力と同様に登録不要で良いと考える。)</li> <li>・地域毎ではなく、全国一括でも補償交渉ができるようにすることを希望する。(理由:全国展開が始まっており、地域毎の移行が難しい可能性があると考えている。)</li> <li>・新規参入者が新たに無線局を設置する際には移行に必要な費用を移行者(既存利用者)へ費用発生時まで支払うこととする。(理由:今回の費用の発生は新規参入者の為であり、立て替え金及び金利を現行利用者が負担すべきものではないと考える。)</li> <li>・RF タグの交換にかかる事前準備、実作業、後処理費用は例え自社内の人員で行っても、請求できるものとする。(理由:周波数帯移行が無ければ、発生しなかった労働については補償されるべきと考える。)</li> <li>・現在使用中の 950MHz 帯用のリーダーライターの置き換えについては新規に取得する費用を負担することとする。(理由:移行の方針から購入時期によって補償額が左右されることは無いと考えている。)</li> </ul>
71	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 またオークションについては国民だれもが確認できる公開形式を用意するべきです。 電波は国民の財産です。
72	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
73	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、以下のような意見も考慮にいれ、上限なしのオークションにするなどの検討をお願いしたい。 現在の審査ですでにソフトバンクに確定したような印象ですが、すでに持っている周波数帯を有効活用せず、自らの設備投資をしないのが原因の通信不良を周波数帯の問題にすりかえ、さらには他社が妨害しているとまで公言するソフトバンクに貴重な周波数帯を与える必要はないと考えます。 割り上げについては、すでに設備投資しているから割当を受けられなければ訴えるなど、やくざまがいの発言をする孫社長はじめ、嘘の説明に終止する役員が占める会社に、貴重な周波数帯を与えることは社会的な損失となります。 民主党とのつながりの強いソフトバンクですが、そのような圧力に負けず、正常な判断をお願いします。
74	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 透明性が高く、競争政策にも繋がり、海外では当たり前に行われている周波数オークションで割り当てべきです。貴重な資源である電波が有効活用されて、日本の携帯電話市場が今後競争的になり、値段が下がったり、便利なサービスが出やすい環境を用意されることを望みます。
75	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
76	個人	総務省は「電波オークションの考え方を取り入れた」と言っていますが、実際は上限額が 2100 億円程度なので全ての参入を希望する携帯電話会社が 2100 億円を提示するに決まっています。 900MHz の割当は密室談合によってではなく、透明性のある競争によって決められるべきであり、については上限無しの周波数オークションで決めるべ

		<p>きです。 周波数は日本の財産であるはずで、それを汚い密談で決める事には絶対に反対です。</p>
77	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 これからの日本が成長を続けるために行政は可能な限り権限を放棄し市場原理に任せるようにしてください。 また今後よりよい周波数オークションを実施するためにも、900MHz 帯の入札から上限無しのオークションを実施して経験を積むべきです。</p>
78	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p>
79	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 比較審査ということですが、国民消費者センターに、携帯電話のアフターサポートや購入時の説明を消費者が納得できずに苦情が殺到しているソフトバンクモバイル社に割り当てされるといのが大方の見方です。 実際に本当に必要であるならば、密室談合といったことが起きやすい審査よりも、周波数オークションで決められたほうが国民も納得できると思います。</p>
80	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 国民の資産の活用は、入札が大原則です。</p>
81	個人	<p>全ての周波数において、オークションを実施すべきです。 また上限など余計な制限を設けることに反対です。 行政が余計な規制を掛ける必要はありません。 多様な企業が自由の競争できる、環境を整えることだけに集中して下さい。</p>
82	個人	<p>900MHz の割当については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密室談合である</li> <li>・すでに結果が決まっている</li> <li>・価格が低すぎる</li> </ul> <p>などの批判を多く目にします。痛くもない腹を探られないために、すなわち国民の信頼を得るために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2100 億円などという上限を設定しない</li> <li>・透明性の高いオークションを行う</li> </ul> <p>の条件がぜひ必要です。財政が逼迫していることでもあり、なるべく高く売るのが常識であると考えます。</p>
83	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p>
84	個人	<p>900MHz の電波割り当てが密室談合により既にソフトバンクへ決定しているそうですが。 民主党政権になってから、国のデータ関連の仕事も尽くSB系の会社が請け負っていることも異常すぎではないでしょうか。 ソフトバンクは韓国・朝鮮人の契約者に対して白鳥プランが有り。 日本人契約者の半額で利用できる人種差別的な企業です。 そのような企業にこれ以上の特権を与えるのはありえません。 海外では極当たり前に行われている上限なしの電波オークションを行うべきです。</p>

85	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
86	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
87	個人	携帯電話会社への 900MHz 帯の割当は比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 総務省からタダで割り当てられるより、電波を市場価格で売って、その後の各社の競争で結果的に落札料が利用者負担になるほうが効率的です。 役人が恣意的に割り当てるといったことをするのは、役人の利権になるだけです。やめてください。
88	個人	「3.9 世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案に対する意見募集」との報道資料を拝見させていただきました。私は、参入業者を比較審査で決定するのには反対です。 電波は国民の共有財産であり、有限で貴重なものです。国民の知らないところで、密室談合により決定されては困ります。 900MHz の割当は、上限額を設けない周波数オークションによって決めるべきだと思います。
89	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。 また、以下の記事への意見も伺いたいです。 【増税の圧縮より、天下り先の焼け太り! 「周波数オークション」を潰した電波官僚の「厚顔無恥」】 <a href="http://gendai.ismedia.jp/articles/-/26417">http://gendai.ismedia.jp/articles/-/26417</a>
90	個人	900MHz の割当案についての意見をメールさせていただきます。 900MHz の割当は密室談合の可能性のある比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきだと思います。 まともな基地局配置も出来ない、通信事業に本腰を入れないようなキャリアにこの重要な周波数帯を与えるべきではないと考えています。 同様の意見も来ているとは思いますが再度お考えいただければと思います。意見させていただきました。
91	有限会社九州無線サービス	移行促進について MCA 無線の健全な変更作業を促進をするには、公平な立場の第三者機関を是非設け進めるのが良い。 認定開設者が利用者に直接関われば公平、中立が保たれずに MCA 無線の切り崩しにつながるのには目に見えている。 実務作業は免許申請代理人等の無線業者が関わるべきであり、費用については、移行後の保守メンテナンス等も考慮すべきである。
92	個人	900MHz の割当について、透明性を持たせるべきかと思います。 審査基準に照らし合わせた限りでは SIM フリー端末の提供や MVNO への積極性など、ソフトバンクよりイーアクセスに割り当てべきかと思われ ます。 またソフトバンクはウィルコム の 2.5GHz 帯があり、帯域幅に対するユーザー数はソフトバンクの主張とは異なると思います。 しかし、ソフトバンクが「割り当てなければ既に設備投資してる分を怒りに任せて損害賠償請求する」と発言するなど、強引に割り当てを求めています。 またユーザー数についても今後主張する事と思われ ます。 このままソフトバンクに割り当てると、審査基準というものが有名無実であるという事になるかと思 います。 事業者の新規の妨げになる事も考えられます。 そこで、900MHz 帯について上限無しでのオークション形式で行う事を求めます。
93	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。

		自分たちのためではなく、国のために働いてください。
94	松電産業株式会社	<p>1. 終了促進措置の概要によれば、905～915MHzのMCA端末を930～940MHzの端末に移行する費用は認定開設者が負担することとなっておりますが、これは、デジタルMCAに移行する場合のみ費用を負担するということと理解します。アナログMCA(JSMR含む)に比べ、デジタルMCAは制御局単位のエリアが狭く、既存の免許人様は移行に苦慮されたいと考えます。つきましては、早期に周波数移行を実現するために、移行先のシステムをデジタルMCAに限定するのではなく、既存の他の無線システムへ移行する際にもその費用を負担して頂くべきと考えます。</p> <p>2. 販売店(業者)は、昨今の経済状況及び、無線業界の縮小により疲弊しております。今回の移行作業によって、治具、ソフトウェア、代替用機器等々の準備も必要なため、費用については、原則前払いとして頂き、移行完了時に精算を行うことで救済されるものと考えます。</p>
95	個人	900MHzの割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの公開周波数オークションで決めるべきです。
96	個人	<p>周波数当たりの加入者数の程度は、総務省は単純に契約者数を割り当て済みの周波数幅で割る数値を考えているとのことだが、これはいうなればバケツの容量が決まっているにもかかわらず、なりふりかまわずユーザーを増やしたことによるものともとれる。</p> <p>今の原発が核廃棄物に対して後で考えようとしているのと、似たようなもので、周波数の割り当てを見越してわざとそうようにしてきた感がある。</p> <p>ソフトバンクモバイルが約90万/MHz、NTTドコモが約84万/MHz、KDDIが約75万/MHz、イー・アクセスが約24万/MHzというひっ迫度の順番となり、ソフトバンクモバイルが有利となるが単純過ぎる決め方だ。</p> <p>ソフトバンクにしては、ユーザーから電波が繋がらないとの苦情も多数あるが、これはひっ迫しているからではなく、現状のシステムに対して通信設備を増強してこなかっただけのこと。実際に都心を離れると電波の届かないエリアがある。人口密度の多いところのみ増強したかもしれないが、地方はちらほらの設備増強程度である。近年になり割り当ての話が出てからは、設備投資すると発言しているが、もっと前にやれというのが、ユーザーの思いだろう。</p> <p>今、設備投資しているのは900MHz帯の割り当てをもうろんだものだと思う。</p> <p>確かにひっ迫してきたから公衆無線LANの設備投資はしてきたと思われるかもしれないが、あれはマクドナルド側の思惑があったからこそその結果論に過ぎない。</p> <p>実際にスマートフォンを始めたときに、公衆無線LAN対応のスマートフォンがあったわけではないし、通信に関してはお金を払ってくださいという姿勢だった。今はひっ迫したため、そちらに逃がすためいろいろなことを行っているだけだ。</p> <p>KDDIは本来スマートフォンには積極的ではなかったのは、バケツの容量が限られていることを分かっていたからである。言い換えれば、あえてユーザーに配慮していたととれる。ここにきてスマートフォンを出してきたが、ラインアップはNTTドコモの半分にもならない。分かりやすく言えば、道路を整備してから車を増やすのか、車が増えたから道路を増やすのかに似ている。</p> <p>現在の道路事情をみれば後者であろう。これと同じことを電波で行うというのだから、情けなくなる。</p> <p>KDDIはNTTドコモの約半分の帯域しかもっていない。本来は、これだけの利用者が想定されるので、これだけ増強する必要があるとすべきである。</p> <p>NTTドコモはLTEをいち早く始めている。すべての事業者もそれに移行するだろう。しかしNTTドコモの歩みは遅い。そうしたとき、いち早く一気に対応できるのはKDDIであろう。システムが他の事業者と異なるからだ。</p> <p>民間に競争させるというのであれば、同じだけの帯域を用意してやるべきだろう。今回のバンドは1社としたが、そもそもそれが間違いだと思う。</p> <p>2社以上が利用できないのがより帯域を占有する高速通信網整備のためとのことであるが、それならば700MHzも同時に行うべきだ。</p> <p>まず、二位を一位に近づける。その後で三位をそれに近づけることをしなければNTTドコモ優位のまま終わり、競争にはならなくなる。</p>

		<p>または、二位と三位を一位に近づけるようにすべきであろう。  四位には申し訳ないが、通話を考慮していないものに通信だけ与えるのは一般には理解が難しいだろう。  900MHz をソフトバンクに与えるならば 700MHz は KDDI ではないとユーザーに不利益が及ぶ。</p>
97	株式会社札幌通信システム	<p>①インフラの整備  最優先課題とし、早期に着手する。機器メーカー及び全国移動無線センターに対し、徹底した指示、指導を行っていただきたい。  移行に伴う費用負担者が、担保特定されている状況下ですので、小エリア制御局の置局も御一考いただければ、運用効果の実証されている MCA 無線の拡張に、更に事業継続のエンジンアダプターとして期待出来るのでは。  電波の質、エリア、利便性等において既存システムとの比較上、違和感のない仕上げ品を期待します。</p> <p>②移行手順  イ. もし機器の確保が可能であれば、地域運用者数に順じ比例配分し、全国一斉の運用開始が望ましい。  ロ. 東京中心にスタートし、北上、南下の分散移行  ハ. 運用免許人に対し、周波数再編に至る経過説明を実施していただきたい。</p> <p>③移行費用  イ. アナログ、デジタルの運用に関わらず、既存利用者の負担は「ゼロ」であるべきです。  何故なら、歴史上初めての課金される電波として MCA の運用が開始され、以後 20 数年間に亘り、継続されました事実は総務省事業への参画であり、貢献以外の何者でもないと感じるからです。  区別なく「ゼロ」の取扱いを強く希望致します。  今後の移動無線センターの事業拡大の一助であると思えます。  ロ. 未曾有の災害に見舞われた現状下で、2度にも亘り、その運用効果を災害に強い無線システムとして、世の中に十分評価されたものと実感致しております。  前記致しました小エリア制御局の置局も再度一考いただければ。  ハ. 販売店の保有する修理対応用台数 及び自家運用台数も費用に組み入れていただくべくお願い致します。</p> <p>④精算窓口  イ. 無線機本体、単体に伴う物 → 全国移動無線センター  ロ. 周辺機器 → 販売店の商流を踏襲する</p> <p>携帯電話事業者取扱品、スマートフォンのお陰で精気を頂戴することに MCA 販売店として世の中の輪廻に感謝。</p>
98	テレメック株式会社	<p>①25メガ周波数を上げて、現在より距離が増すことは無く、スポット減衰は当然考えられます。  この件に関しまして、来年8月にオープンします第二東名高速は、更に電波到達が厳しくなり、基地増局も予算に含むべきではないか！</p> <p>②今後、新波機の無料交換が始まりますが、問題を記します。  A デジタルリース中の物件の交換は、残金を埋めなければ交換は不可能！  この残金を埋めて、平和解決ならOK  デジタル現金購入ユーザーも費用対応処理は必然！  アナログを使い続けたユーザーが得する話は、不公平感でもめる。  B 現在、地域(沼津市や富士市)により、デジタルが使えない(富士山の乱反射マルチパスで)場所には、古いアナログから新しいアナログへの交</p>

		<p>換が、2年ほど前から行われてます。</p> <p>少ないが、この複数ユーザーには、デジタルは使えないので、他の通信機器 例えば、簡易無線や他の通信手段への代替機の費用負担が必要となる。</p> <p>費用は今回の予定端末費用と同額で良い。</p> <p>C アナログ、デジタル一時休止、修理対応機にも、交換対象となる。</p> <p>D 最後に、現在全国の販売店は、毎月、販売交換を行っています。突然、交換をしない ユーザーが得する話は、交換してリース残金負担があるユーザーの逆鱗になります。 リース上の法律踏まえAで書きました内容に沿った動きでお願いしたい。</p>
99	宝城通信株式会社	<p>1. 「負担可能額の算定に関する基本的な考え方」について</p> <p>(1) MCA 制御局免許人に対してアナログ MCA 制御局の通信エリアをカバーするデジタル MCA 制御局の整備を義務付けるとともに、その費用に関して認定開設者にも相応の負担を課することを希望します。</p> <p>(2) MCA 端末局の改修費用算定台数と2012年末開局数とするのではなく、認定開設者の周波数変更準備完了時点の開局数とすることを希望します。</p> <p>(3) MCA 端末局改修費用15区分以外に特例を認め、実費を認定開設者の負担とすることを希望します。</p> <p>(4) MCA 端末局ディーラーが所有する故障対応用端末等の未開局端末も費用負担の対象とすることを希望します。</p> <p>2. 「終了促進措置の内容」について</p> <p>終了促進措置の実施にあたり、MCA 制御局および MCA 端末局の免許人の利益が損なわれないよう認定開設者、MCA 制御局免許人および MCA 端末局免許人の3者からなる協議会を開設し、3者合意の上で改修促進措置を実施するよう義務付けられることを希望します。</p> <p>3. 「費用の弁済方法等」について</p> <p>多数の端末を所有している MCA 端末局免許人にとって、全額後払いとなると費用負担が大きくなりますので、着手前支払い等免許人の負担を減ずる方法とするよう認定開設者をご指導願います。</p> <p>4. 補足説明</p> <p>補足説明1. -(1)</p> <p>徳島市とその周辺では、MRC が運営するデジタル MCA 淡路制御局とアナログ MCA 淡路制御局および JAMTA が運営する JSMA 徳島制御局が利用できます。</p> <p>今般の制度整備案では通信方式の変更の無いものに限って改修に必要な費用を認定開設者が負担することになっていますが、アナログ設備を変更して使い続ける事は非現実的でデジタル方式のみ改修となることがほぼ確実です。従って、徳島の MCA 端末局免許人はデジタル MCA 淡路制御局を使わざるを得ない立場に追い込まれます。</p> <p>淡路制御局から徳島の海岸線までは20～30kmあり、デジタル MCA 移動局の送信出力が2W であることと併せ、遮蔽障害等の影響も受け易いためアナログに比べて通信エリアが狭く、本制度整備案ではアナログ MCA 端末局免許人の不利益となります。MCA 端末局免許人が不利益とならないよう配慮をお願いします。</p> <p>補足説明1. -(2)</p> <p>MCA 端末局の改修費用の算定台数として2012年末時点における開設無線局数が採用されていますが、周波数移行完了まで6年3ヶ月もあり2012年末以降に MCA 端末局開局を希望する免許人は認定開設者の費用負担分から除外される恐れがあります。</p>



		<p>また、東北大震災の影響もあり、企業や公共団体でも MCA 無線導入に向けての検討が増加しています。携帯電話が殆ど通じなかったことから MCA 無線に対する関心が高まっていますが、予算上の制約もあり2012年末までに開局が完了する確約があるわけでもありません。</p> <p>本制度整備案のままでは、MCA 無線局を2012年末以降に開設する免許人は開局をその地域の周波数変更が完了するまで待つか、端末を買いなおす必要が生じるため免許人にとって不利益となります。免許人に不利益とならないよう配慮をお願いします。</p> <p>補足説明1. -(3)</p> <p>MCA 端末局の改修を行う場合、現行の端末局を運用しながら改修作業を行う必要が生じることが予想されます。建物に設置された MCA 端末局では屋外のアンテナまでの空中線経路が複雑で、改修作業中に使用する仮設空中線の設置に要する費用が15区分の想定から大きく増加してしまう場合も予想されます。従いまして改修作業の実態に応じた費用負担を認定開設者に義務付けていただけるよう希望します。</p>
100	トヨタ自動車株式会社	<p>トヨタ自動車株式会社は、総務省が提示した700MHz帯高度道路交通システム(ITS)の技術基準の整備(案)について賛成致します。</p> <p>本年8月3日に情報通信審議会から一部答申された「700MHz帯安全運転支援通信システムの技術的条件」に応じて、今回、高度道路交通システムの無線局の利用周波数を760MHz帯として必要な技術基準が整備され、無線設備規則、電波法施行規則等の関係省令、告示の改正を進めていただく本案につきまして、一刻も早い実施をお願い致します。</p> <p>弊社は、見通し外へ電波が回り込みやすい特性を持つ760MHz帯を車車間通信・路車間通信に共用し、特に見通しの悪い交差点での出会い頭の衝突事故や、大型車の陰からの対向直進車との右折時の衝突事故等を防ぐために、様々な関係者と連携・協力しながら、安全運転支援システムの実現・普及を図っております。本技術基準の整備を踏まえ、早期の実用化に向けた開発、実証等を加速して参りたいと思います。</p>
101	有限会社通信機工	<p>①新しく周波数を利用される事業者は費用負担するのは明らかであります、実際の以降業務、総合通信局への変更届、機器の取替え作業等、免許人との内合わせ、趣旨の説明など、現免許代理人でしか出来ないと思われま。</p> <p>②システム以降に伴い、現利用者(デジタル、アナログ)に費用の負担がかからない様にすべきと思います、又免許代人が以降業者になりましたら、作業が集中いたしますので、人員、工具、測定器、保守用無線機の確保も必要になりますので、との点も配慮していただきたい、</p> <p>③新しく以降するインフラを早く整備していただくければ、以降の作業は進まないと思いますので、インフラを早く整備してもらいたい期日の明確化</p> <p>④「2013年1月1日以降、MCA末単局の新設・登録をしない予定」というのは問題があります、導入に数ヶ月、数年かかるMCAの市場で我々ディーラーの商業活動を無視しており、利用者保護、ビジネス活動に反している、新たに周波数を利用する業者のみをほごしいます。</p> <p>⑤MCAの末端の取替えは、GPSを利用している免許人、特にタクシー会社、システムの改修費、現利用の運用をしながら、新システムの運用もしなければいけないのであります、二重三重の手間、費用が予測されます又予備の末端機も各社数台有り、この台数も取替えの対象に当然すべきであります、又ディーラーもデジタル、アナログ等の無線機を保守用として、確保しておりますので、之も保障の対象にすべきであります。</p> <p>⑥現利用者が不利益を受けないよう、概存の中継局のエリアを新システムで確保、何かつそれ以上にすべきであります、移動無線センターのシステムを含めけんとうすべきであります。</p>
102	一般社団法人日本自動認識システム協会	<p>1. 認定開設者が負担する費用について</p> <p>別添12の第五条3項に認定開設者が負担する費用の規定があります。この規定の範囲で多くのケースをカバーできると考えますが、RFIDシステムの構成は既存の利用者ごとに異なり、様々な使われ方をされているため、事前に全ての費用を想定することは難しい面があります。したがって、実際の移行にあたっては、既存利用者との十分な話し合いによりその費用範囲等を合意することが大変重要になると考えます。</p> <p>同4項(五)号にも費用負担の範囲等について協議を行うこととあるように、開設指針で規定する最低限のものに加えて、移行に必要なと考えられる費用については協議の対象であり、双方合意したものであれば費用負担範囲となると解釈しております。そのようなご対応をよろしくお願いたします。</p>

す。

## 2. 既存利用者の移行負担軽減

今回の周波数移行においては、920MHz 帯 RFID の無線設備等を新たに購入、交換工事する費用等を認定開設者が負担すると解釈しておりますが、既存利用者の負担軽減のためにも、負担費用の前払いをしていただけるよう要望します。

大規模に利用している場合には、段階的に移行を進める必要があり、移行完了までに時間がかかる可能性があります。このような場合には、既存利用者の移行費用負担が重荷になる、金利負担が発生する等の可能性があります。また小規模な企業の場合、新規購入費用自体が重荷になり、移行促進が滞る可能性があります。

## 3. 既存利用者側のトラブル防止について

### 1) 特定小電力無線局のトラブル防止のための事前周知徹底

特定小電力無線局の移行が不十分な状態で携帯電話基地局が開局された場合、キャリアセンスの機能上、実際には特定小電力無線局の RFID リーダが RF タグを読み取れなくなるトラブルが生じる可能性があります。特定小電力無線局は混信を許容することが条件になっているとはいえ、これまでの業務が突然行えなくなるなど、企業に取っての影響が大きいと考えております。

特定小電力無線局は基本的に利用者が不明であり、事前に各利用者へ直接通知することは困難ですが、トラブルが生じる前に使用している旨を自己申告できるようにしておくことが重要と考えます。このため、携帯電話基地局の開設の際には、試験電波を出す前に、十分対策が可能な時間的余裕を持ってその該当エリアごとに試験電波の送信時期、影響範囲等々を注意喚起すべく、リーフレット配布する等の広報、周知活動を実施していただき、特定小電力無線局のトラブルが生じないよう徹底していただくことを要望いたします。

### 2) 構内および簡易無線局のトラブル防止のための事前通知

構内無線局・簡易無線局については利用者が明らかなため、積極的な移行促進が可能かと思えます。しかしながら、万一発生する可能性のある既存 RFID 無線局のトラブル防止のため、携帯電話基地局の試験電波の送信時期、影響範囲等々を、十分対策が可能な時間的余裕を持って通知および公開していただけるようお願いいたします。これにより仮にトラブルが発生してもその原因把握が早急に可能になると考えます。

### 3) 電波の混信・妨害の防止対策の費用負担

開設計画の認定要件のひとつとして、既存無線局等に対する混信・妨害を防止するための措置を携帯基地局側で行うこととありますが、場合によっては、既存 RFID 利用者の無線設備に対するシールド等の対策も必要になる可能性があると考えます。このようなやむなく行う既存利用者側の無線設備に対する対策についても、認定開設者が費用負担を行うものであることを明確にさせていただきようお願いいたします。

### 4) 現 RFID 利用周波数帯外からの混信・妨害の防止

平成 24 年 7 月 25 日以降、携帯電話が段階的に 950MHz 帯周波数を利用開始しますが、現 RFID に隣接する周波数帯(945～950MHz)を携帯が利用開始する場合にも、既存 RFID 無線局に対して影響が発生する可能性が考えられます。このような影響も想定し、現 RFID 機器利用周波数帯以外の携帯電話の利用開始にあたっては、上記 1)～3)と同様に対策を講じていただくようお願いいたします。

## 4. 終了促進措置の実施促進について

今回の改正では、950MHz 帯の既存利用者の使用期限は平成 30 年 3 月 31 日とされており、それまでに迅速に移行を完了しなければならないと解釈しております。そのためには、認定開設者が実施する終了促進措置もきちんとした体制で迅速に円滑に進めていただく必要があります。認定開設者側の体制の不備等により協議が進まず、その結果、移行が進まない、費用負担がなされないまま使用期限を迎えてしまうといったことも想定されます。

このようなことがないよう、終了促進措置を迅速、円滑に進めるための対策や体制整備等を確実に実行することができる携帯事業者を認定するようお

願いたします。また、認定後においても定期的に状況把握を行い、迅速、円滑な移行促進のため、必要であれば認定開設者に対して適切な協議トラブル回避のための指導を行うようお願いいたします。

ただし、今回のような周波数移行は過去に例がなく、上述のように対策や体制整備等を事前に検討したとしても少なからず混乱やトラブルが発生し、協議がまとまらない可能性も否めません。このため、協議がまとまらない場合に備えて、総務省にも仲裁を行えるような体制を設けていただけるようお願いいたします。

#### 5. 認定開設者との協議について

移行にあたっての協議は既存利用者と認定開設者の2者間で行うことと解釈しておりますが、中小規模の企業にとっては、大企業である認定開設者と対等な立場で協議ができるのかが不安視されております。また、千以上の既存無線局と個別に協議するとなると、混乱も少なからず発生するものと思われます。迅速な移行に向けて、既存利用者が相談でき、交渉サポートができるような、総務省などの第3者的な機関を設ける等、円滑に協議ができる体制を整えていただくよう要望します。

また、平成30年4月1日以降は、950MHz帯は携帯電話に優先的に割り当てられることになり、認定開設者の移行費用の負担義務は終了することになると解釈しておりますが、仮に認定開設者が故意に引き延ばしをするなどして協議を遅らせるようなことがあれば、既存利用者が不利になってしまいます。このようなことが起こらないよう、総務省としても厳しく監督いただくとともに、協議不調の場合に備えて、総務省においても仲裁していただける体制を設けていただけるようお願いいたします。

#### 6. 技術適合証明、工事設計認証の円滑な取得

今回の周波数移行を迅速に進めるためには、920MHz対応のRFID無線設備を早期に市場投入することが必要です。そのためには該当無線設備の技術適合証明、工事設計認証(以下、技適等)を早期に取得できるような措置が必要と考えます。920MHz帯RFID無線設備の技適等の申請開始は平成24年7月25日ですが、それ以前においても920MHz帯の技適等の取得に向け準備ができるよう、事前相談等を受け付けていただけるよう希望します。

#### 7. 周波数移行作業の早期着手のために

迅速な移行に向けて、早期に920MHz帯RFIDリーダを使用して自社システム等の動作確認をしたいという動きもすでに出ております。平成24年7月24日以前に920MHz帯RFIDリーダを利用するには、実験試験局の免許手続き等が必要と思っておりますが、免許取得手続きの簡略化、取得期間の短縮等、周波数移行作業に早期着手できるよう、ご対応いただけることを希望します。

#### 8. 250mW パッシブ RFID の特定小電力無線局化賛成

250mW パッシブ RFID の特定小電力無線局化に賛成します。250mW パッシブ RFID は、ハンディリーダを使い移動して利用するような業務に最適であり、利用者も増加しております。今回、特定小電力無線局として利用可能になることにより、利便性が向上し、さらに普及が進むと考えられます。

#### 9. 920MHz 帯 RFID 無線設備等の開発

今回の周波数移行を迅速に進めるため、RFID無線設備メーカーは既存(950MHz帯RFID)のビジネスプランを破棄し、相応の開発費を負担し、短期間で早急に市場投入させるべく、新たに920MHz帯対応のRFID無線設備を開発しているところです。このような製品開発費は、本来発生する予定のなかったものであります。特に、既存の950MHzユーザを抱え周波数移行を行いながら、新たな開発を行うメーカーにとっては、既存利用者を有せず920MHz帯に新規に参入するメーカーとの間に不平等が生じ、既存メーカーには死活問題になりかねません。

今回の開設指針案には記載がありませんが、このような製品開発費についても周波数移行を迅速に進めるための費用として取り扱っていただくよう強くお願いいたします。

		<p>10. 950MHz 帯 RFID 無線設備等の製品および部品在庫の扱いについて</p> <p>メーカー各社とも積極的な投資を行うことで市場拡大に務めて参りましたが、今回の移行により 950MHz 帯無線設備の買い控えが発生するなど、想定外の市場の冷え込みが加速しております。</p> <p>特に中出力 RFID については昨年より新たに利用可能となったばかりであることから、在庫負担は顕著であります。今回の移行にあたっては、製品および部品在庫等の扱いに非常に苦慮しており、950MHz 帯無線設備メーカー等が保有する製品および部品在庫等に対する補償等についても配慮していただけるようお願いいたします。</p>
103	東菱電子株式会社	<p>1. 移行先のインフラ整備について</p> <p>(1)既存のMCAユーザーが、周波数移行にあたって現在と同等のサービスが受けられるのは当然とし、さらに利便性の向上につながるようインフラ整備の徹底をお願いします。</p> <p>具体的には、通信可能エリア、通話品質、無線機と連動して動作するGPSによる位置情報把握システム等が、移行によってその利便性が損なわれることのないよう、強くお願い申し上げます。また、新周波数への移行によって、新規ユーザーの獲得につながるメリットが得られるサービスの提供を期待いたします。</p> <p>(2)周波数移行にあたっては、各地域毎にいつから移行が始まり、いつまでに完了しなければならないのか、現状のMCA無線機はいつまで使えるのかといった具体的な移行スケジュールを、可能な限り早い段階から販売代理店へ説明会などで周知していただけるようお願い申し上げます。</p> <p>2. 移行作業実施にあたって</p> <p>(1)移行作業はユーザーに不安や混乱を来たすことのないよう、現在ユーザーの申請業務を代行している販売代理店にて専属で行えるような措置をお願い申し上げます。</p> <p>(2)作業実施にあたっては、現MCAユーザーに費用負担がかからないよう徹底いただき、短期間での移行作業に対する販売代理店への測定器、人工費などへの特段の補填をご配慮ねがいます。</p> <p>(3)機器設備が入れ替わることによる財務上の問題も考慮に入れた上での措置をお願いします。特に、現状の機器をリースで運用しているユーザーについては、リース途中で機器を入れ替えることにより発生する「リース解約料」に対する費用補填も含んでいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>末尾ではございますが、この度の周波数再編によって携帯電話、MCA無線双方が共に益々の利用環境の向上と発展につながることを願っております。</p>
104	株式会社ケイ・オプティコム	<p>(六の4について)</p> <p>他の周波数帯に比べより移動通信システムに適した 900MHz帯の周波数割当にあたっては、モバイル市場の活性化の観点から、特に新規参入の促進が必要と考えます。現状、モバイル市場においては寡占状態が続いていることから、新規参入事業者への優先的な割当や、割当事業者に対する MVNO への開放促進を義務付けるなど、今回の割当によって新たに競争促進が図られるような審査基準が必要と考えます。</p> <p>その意味においては、別表第三に掲げる審査基準については画一的な評価ではなく、別表第三の三の第二項第一号に定める MVNO への開放促進の度合いが最も尊重されるべきと考えます。</p> <p>(六の6について)</p> <p>開設計画に基づく事業の進捗等に限らず、別表第三に掲げる審査基準による割当審査を実施した際は、当該審査内容どおり事業が行われているかの監視が必要と考えます。</p> <p>MVNO への開放促進を認定基準として設けた 2.5GHz 帯の周波数については MVNO への提供実績の定期報告が義務化されていることから、</p>

		<p>900MHz帯についても同様の措置を取るべきと考えます。</p> <p>(別表第三 三の1について)</p> <p>周波数は国民共有の財産であるため、周波数移行を実施するための対策・体制とあわせて、関係者および総務省等による移行推進に向けた協議の場を設定するといった環境整備も必要と考えます。周波数移行の停滞を招くと当該サービスの開始が遅れ、ひいては MVNO を含めた競争が進展せず、結果的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>(別表第三 三の2(一)について)</p> <p>プラチナバンドと呼ばれる 900MHz 帯の周波数割当にあたり、MVNO への開放促進を審査基準として設けたことは、同内容を認定基準に有する 2.5GHz 帯以上に周波数の有効利用の点で、非常に効果的であると考えます。特に、本周波数帯においては周波数の有限性によるボトルネック性が存在することから、MVNO への開放はモバイル市場への参入事業者を増やし、サービス競争の進展に繋がるものと考えます。</p> <p>その意味において、MVNO への開放促進については、別表第三に掲げる審査基準の中で重要度が高い基準であり、計画については確実な実施を義務付けるとともに、既にモバイル市場に参入済みの事業者については、これまでの提供実績や提携事業者数も含めて評価されるべきと考えます。</p> <p>また、モバイル市場を活性化しユーザの利便性向上を図る観点から、周波数割当事業者に対する端末 SIM ロック解除の義務化についても、審査基準に加えるべきと考えます。</p> <p>なお、今後も含め、新規周波数の割当にあたっては、イコールフットィングの観点から、既存の周波数割当事業者にも MVNO への開放促進等同様の義務を課すべきであり、それによりモバイル市場の活性化が図られ、国民の利益に繋がるものと考えます。</p>
105	株式会社ウェルキャット	<p>1. 250mW 局パッシブの特定小電力無線局化に関する賛成意見</p> <p>250mW 局パッシブの特定小電力無線局化に賛成致します。</p> <p>申請手続きや運用コストといった従前のデメリットが特定小電力無線局化により解消されることから、利便性が格段に向上し今後の普及に弾みがつくものと考えます。</p> <p>2. 920MHz帯 RFID 無線設備の開発費について</p> <p>昨年の簡易無線局の制度化により市場拡大の機運が高まった折、今回の周波数移行の勃発は計り知れない機会損失、延いては市場の停滞を誘発しました。</p> <p>現状市場環境は非常に厳しく、先行き不透明な状態で、新たな開発投資を行うことは非常にリスクが高く、特に中小企業にとっては会社存亡に直結するほどの影響を与えます。</p> <p>しかしながら、既存ユーザーの保護および速やかな政策実現を鑑みた場合、メーカーとしては供給責任を果たすことが重要な務めであると考えます。</p> <p>このような背景を十分ご理解頂き、920MHz帯 RFID 無線設備の開発費の補償についてご検討頂けますよう強く要望致します。</p> <p>3.950MHz 帯 RFID 無線設備の在庫(製品および部品)の取扱いについて</p> <p>弊社では RFID 市場参入時より積極的な投資による市場拡大に尽力して参りましたが、前項で申し上げました通り、現在の市場環境は大変厳しいものとなっております。</p> <p>特に中出力 RFID については実質的な販売期間が非常に短く、予め立案した販売計画の大幅な変更を余儀なくされたことから、在庫が経営を圧迫する事態となっており、在庫の処分が喫緊の経営課題となっております。</p> <p>つきましては、開発費同様に、在庫に対する補償についてもご検討頂けますよう重ねてお願いする次第です。</p>

		<p>4. 実験試験局の免許取得の簡素化について</p> <p>今回の移行に際し、メーカーと致しましては、従前どおりの性能を確保した製品を早期に市場投入することが要諦であると考えます。このためには、早期の開発着手は勿論のこと、実際の現場における検証についても十分に実施する必要があると考えます。</p> <p>現状においても実験試験局であれば、平成 24 年 7 月 24 日以前に 920MHz 帯 RFID の運用は可能と存じますが、免許取得には相応の期間・費用を要することになります。</p> <p>取得に関わる手続き、期間、費用といった面において優遇措置が講じられることを希望致します。</p>
106	株式会社ケーネット	<p>1. 神戸局、姫路局等のエリア拡大</p> <p>2. エリアを全国フリー</p> <p>3. 利用料金を安価に(例: 1局 1,000 円)</p> <p>4. 電波管理の徹底</p> <p>※混信等のトラブルは極力ないように整備していただき、万が一なった場合の対応及び体制強化をお願いします。</p> <p>5. この整備期間内に営業活動することによって廃止になった場合のリスク</p> <p>※頻繁に使用していない方や、アナログ無線を使用している人など、この機会に廃止を考えられる方はいると思います。助成金等の対応をお願いします。</p> <p>6. 助成金の継続(例: 2 年のみではなく、使用している間は継続)</p>
107	ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社	<p>弊社は iPhone 等スマートフォンを数多く導入し、トラフィックが急増しております。スマートフォンの需要は今後更に伸びることが予想され、周波数逼迫に対応するため、携帯電話の設備を遅滞なく準備し、携帯電話ユーザーに迷惑がかからないようにする必要があります。</p> <p>900MHz 帯の周波数は、今回の「三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案」等でも示されている通り平成 24 年 7 月 25 日から順次使用可能となります。</p> <p>周波数が割当てられた後のサービス開始に向けた準備期間は、通常 10 ヶ月程度を要しますが、900MHz 帯等の周波数割当ては、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」で示された「光の道構想実現に向けた工程表」(平成 22 年 12 月 14 日)において平成 23 年中に事業者認定のスケジュールが示されていましたが、周波数利用開始の 7 ヶ月前の事業者決定であり元々切迫したスケジュールとなっております。</p> <p>携帯電話ユーザーに迷惑がかからないようにするために、来年 1 月には 900MHz 帯周波数の割当て事業者を決定していただくことを要望致します。</p>
108	西菱電機株式会社	<p>① 弊社は MCA を活用した同報無線システムの構築を行っており、システムは MCA 無線機だけではなく、制御装置やコンピュータ、その他さまざまな装置から構成されております。今回の制度改正における費用負担については、開設計画の認定を受けた事業者が、これら関連部分に対する対応費用まで、競願時審査基準にある総額 2,100 億円に関わらず、全てを免許人、もしくは実際に対策に当たるメーカー、ディーラーに支払われるよう、特に明記いただきますようお願いいたします。</p> <p>② 負担可能額の算定に関する基本的な考え方には、2012 年末日時点で開設されていると推計される無線局数に基づく費用算出が行われておりますが、2012 年末日に関わらず、新周波数に対応した無線機の発売が開始されるまでに開設された無線局については、終了促進措置の対象としていただきますよう、お願いいたします。</p>

		<p>③ MCA を活用した同報無線システム等は、防災用途での運用も多くシステム停止が困難であるため、移行期間中は既存周波数のシステムと新周波数のシステムを並存させざるを得ないと推察します。また、周波数移行により既存サービスエリアに変動が生じた場合、空中線種別や設置場所の変更が必要となる可能性があり、これらの対策費用についても、終了促進措置の対象としていただきますようお願いいたします。</p> <p>④ MCA 無線は近年官公庁にも普及しておりますが、官公庁の予算が成立する翌年度まで対策の実行が困難と言う事態を避けるため、免許人の指定等によりディーラー、メーカー等に対策費用の支払いが可能となるよう、制度検討をお願いします。</p>
109	個人	900MHz の割り当ては密室談合の比較審査ではなく、上限なしの周波数オークションで決めるべきです。
110	個人	<p>今回、総務省が示された審査基準自体は分かり易く、弱い立場の通信事業者に配慮した各社均等の平等性という観点から評価すべき所も有りますし、日本人的な良い部分で有る事も否定しません。</p> <p>しかしながら、プラチナバンドと言われる価値の高い 900MHz の周波数帯を、総務省が比較審査で業者に割り当てる事は自由競争の観点から問題が有ると思いますし、それが一部の既得権益者の利権になっては良いはずが有りません。</p> <p>今回の審査基準を拝見し、有識者の方の見解を拝聴する限り、割り当てられる通信業者は決まっていると思われても仕方が有りません。通信業者はある程度の収益とその収入源であるから、</p> <p>国会議員の人数や報酬を削減せず、国家公務員の人件費削減も進み具合は良く有りませんし、放送局が震災を理由に法人税と固定資産税の減税要求を出し、総務省の 2012 年度税制改正要望事項に掲載されており、減税される事は明らかです。</p> <p>有識者の中には MCA サービスの継続、及びその周波数移行の必要性に懐疑的な方も多く、新規免許人がその移転費用を支払う事にも疑問を持っておられる様です。</p> <p>デフレ、不況による一般国民の生活は苦しくなる一方で、一部の既得権益者同士の出来レースではという疑念が払拭出来ない事もあり、一国民として憂慮しております。</p> <p>当該周波数割当に伴う方法について、今一度再考頂き、是非とも周波数オークションによる税外収入を確保し、復興財源に充当して頂きたい</p>
111	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
112	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
113	個人	<p>900MHz の割り当てについて意見を申し上げます。</p> <p>周波数は上限無しのオークションによって決めてください。</p> <p>市場原理によってサービスが向上される社会作りに努めてください。</p>
114	個人	<p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p> <p>それにより、貴重な収入機会を最大限に活かせることができますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
115	個人	<p>日本人、国の将来、国際競争力を高め成長していく為に、900MHz の割当は、密室談合による比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めて下さい。</p> <p>既得権益のためではなく、日本の未来への投資のために取り組んで下さい。日本人として、日本のために、この重要すぎる判断を誤らないで下さい。裏切らないで下さい。</p>
116	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。よろしく申し上げます。

117	個人	900MHz の割当は不透明な密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべき。
118	株式会社新潟電波	<p>弊社は、新潟市内にて業務用無線機器の販売・施工・保守及び開発を行っております地方のディーラーです。昭和60年11月、新潟地区開局のアナログMCA無線の初期から現在の事業に携わっております。当時は簡易無線局・各種業務用無線局等の全盛の頃でしたので、周波数も逼迫しておりましたが、利用免許人様たちは混信のない無線・通話エリアの広大な無線というメリットに大きな関心を示していただき、業務用無線からMCA無線へと入替移行を数多く行っていただきました。その後の無線運用では、MCA無線が陸上移動無線の代名詞のごとく数多くの利用者から多大な評価を頂いております。当時の地域経済発展に貢献できたと言っても過言ではないと思われまます。現在では、業務用無線から携帯電話等への移行が多くなり、当時の無線局数から比較いたしますと相当数の激減が見受けられました。しかしながら、近年の大災害の頻発で利用者の目線で見えた移動体通信の信頼度は、大きく評価が変化しております。従来、利便性のみで使用している携帯電話より、確実性のあるMCA無線を含む業務用無線への関心度が急激に向上してきております。そんな中で、地方の利用実態からお客様の立場に立って今回の周波数再編の疑問に一石を投じます。特に、利用ユーザー様に不利益とならないために考えております。</p> <p><b>【利用者の現状サービスエリアは絶対・確実に確保してもらいたい。】</b></p> <p>ローカルでの現状は、アナログMCA無線が圧倒的に多く活用されています。今日までアナログからデジタルへの移行促進を利用ユーザーへ提案してきておりますが、アナログからデジタルに変わりますと、サービスエリアが確実に狭くなりユーザーでは敬遠しているのが実態です。特にローカルの山間地を控えている地域では、相当な不利益が生じます。現在の利用ユーザーは、再免許も確実にやって来ており、今後も有効利用ができるものと信頼しております。今回の周波数再編では端末無線機のデジタル機への取替が保証されていると聞いておりますが、移動無線センター様が運営管理している制御局のデジタル化はどうなっているのでしょうか。国の方針で行うには関係先への指導方針が全く公開されておりませんが、これからでも結構ですが情報公開を行っていただきたいと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総務省様でMCA無線利用の免許人への説明はどのようにするのですか？</li> <li>2. 同様に移動無線センター様への説明指導はどこまでやるのですか？</li> <li>3. 認定開設者は終了促進措置費用の全部を負担しなければならないと表記されていますが、具体的に説明をいつするのでしょうか？</li> </ol> <p>対象免許人と実施時期・費用負担等々について協議を行うとしか表記されていけませんので、実態がまったく見えません。弊社も利用免許人の1人ですが、今回の周波数再編によって極めて不安な状況です。</p> <p><b>【デジタル化を行った場合の利用(通話)品質の調査は誰が行うの？】</b></p> <p>周波数再編＝デジタル化と認識しております。従来は、移動無線センター様でデジタルMCA無線サービスエリア図を作成して、一般公開をしてきたわけですが、今回のエリア図はいつ頃完成するのでしょうか。当然、現状のアナログ制御局の置局場所がデジタル制御局の置局場所に優先的候補地となっていると思いますが、その検討は始まっているのでしょうか。利用者が利用品質もわからないでデジタル移行の話を理解するとは思えません。新しいものを導入しなければならない時に、利用者への説明は不可欠ですが、いつ誰が行うのでしょうか。</p>



		<p>日頃は、我々ディーラーが実機を持ち込んで通話デモを行っております。</p> <p>業務用無線(電波利用設備すべてに言える)の導入時には、資料等の説明プラス実演が不可欠です。</p> <p>周波数再編計画のスケジュールが公開されておりますが、肝心な利用者への情報公開がいつ頃か不明です。</p>
119	協働通信工業株式会社	<p>前回の周波数再編アクションプランに付いてのパブリックコメントでも申し上げたとおりで御座います。最重要すべき事は、利用者が一刻たりとも滞り無くスムーズに新システムへ移行して頂く事です。それに尽きると思います。</p> <p>移行に際しては現システムの新システムに移行後、移行が原因でクレームが発生する事の無いような万全なシステムを構築していただき、利用者様から「前システムよりも性能面もアップし、より便利になって移行して良かった」とおっしゃって頂ける位の最新最鋭のシステムを提供していただきたいと思っております。</p> <p>また、新システム移行に際しての費用は、後継の事業者が全額負担し、利用者は一切の負担金も発生させてはいけません。当然であります。</p> <p>また、現状況として、JSMRシステムが有りデジタル MCA システムの無い地域に関しても十分な配慮をしていただきたいと思っております。</p> <p>当社といたしましても多数の利用者様がおりますので、移行に関して、利用者様が困惑を与えてはいけない重要なポジションにありますので、総務省殿からの用意周到なご指導、ご配慮をリアルタイムにフォローしていただく事を強く望みます。</p>
120	個人	900MHz および 700MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、公平かつ透明性のある上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
121	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
122	個人	日本経済が停滞しているのは規制が多く自由競争が起こらないから 900MHz 帯は法螺吹きのソフトバンクに割り当ててではなくオークションで決めるべき
123	個人	<p>周波数オークション制度を導入するのではなく、比較審査で決定するのには反対します</p> <p>比較審査によって決定してしまうと、利権狙いの密室談合の危険性がでてきます。</p> <p>国民の貴重な電波を密室談合で決定する事には断固反対します</p> <p>上限なしの周波数オークションにする事によって携帯電話市場の価格競争による恩恵、サービスの向上にも繋がると思いますが</p> <p>900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めて頂けるようお願いいたします。</p>
124	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
125	個人	<p>日本の 900 メガヘルツ帯割り当てとほぼ一致している欧州では、第三世代方式による再割り当てが進んでいます。それに対し、事実上日本のみでとなる 900 メガヘルツ帯への 3. 9 世代方式での再編はスケールメリットが出せないだけでなく、海外からいらっしゃるお客様へ日本基準で整備された高品質なエリアをローミングなどで体感していただくことが非常に厳しくなってしまうと思われれます。</p> <p>この理由により、900 メガヘルツ帯に関しては割り当てられた事業者がすでに割り当てられた周波数の一部をを 3. 9 世代方式に転用できるようにトラフィックを移転するためとローミングのために第三世代方式での利用を求め、3. 9 世代方式での利用を求めべきではないと考えます。</p> <p>そして、この変更にともなつてすでに申請された事業計画の一部を申請することが認められるべきであると同時に考えます。</p>
126	個人	資源として貴重な電波が有効活用され、電波を使うことによる恩恵を国民の多くが得る為に、900MHz の割当は上限額が 2100 億円程度の比較審査ではなくより電波による利益を生み出す会社に割り当てての事のできる上限無しの周波数オークションで決めるべきだと考えます。
127	PI テクノ株式会社	1. 移行するための具体的方法・流れスケジュール・費用等できるだけ早くに総務省様による説明会を免許人および免許申請代理人等の販売店に対し周知説明会を行って欲しい。

社		<p>2. 移行作業を円滑に進める為に、免許人の状況を熟知している既存の販売店が、移行作業及びアフターサービスを従来どおりに行えるように配慮して欲しい。</p> <p>3. 移行作業がスムーズに行えるように、国主導で公平な第三者機関を設けるなどして、移行する仕組みをつくって欲しい。</p> <p>4. 既存のデジタルはもちろんアナログについても MCA すべての無線局が対象になるようにしてほしい。</p> <p>5. 新周波数の開局は同時期にすべて開局できるようにしてほしい。</p> <p>6. 短期的に移行に伴う工事が増えることが想定されます。それに伴うすべての費用(人員及び測定器、工事治具等の購入)も移行費用として考慮して欲しい。</p> <p>7. リースの無線局、休止中の無線局、修理用の予備無線機、現有無線機の償却のあり方などについて明確にして欲しい。</p>
128	個人	<p>「900MHz を取得した事業者は 700MHz 公募の際に劣後する」とのことですが、この一文は削除すべきかと存じます。</p> <p>既に申請者に割り当てている周波数帯の差異および割り当て済み周波数の幅に対する契約者数の程度などを勘案することを要件とすしている以上、800MHz 既得事業者を優先させる必要がありません。</p> <p>現在 60MHz 幅を所有する事業者が 900MHz の 30MHz 幅を取得し計 90MHz 幅となったと仮定して、その場合、既に 800MHz の 30MHz 幅を含む計 90MHz を取得している事業者と同条件になり 700MHz 取得の段では同列に扱うべきですが、この一文があることで後者だけが 700MHz を取得する権利を有し、極めて不公平な指針になってしまいます。</p> <p>よって、この一文を削除するか、或は、1GHz 以下の帯域を取得していない事業者を 700MHz 公募において優先させることを謳いたいのならば「900MHz 或は 800MHz を取得済みの事業者は 700MHz 公募の際に劣後する」とするのが妥当です。</p>
129	個人	<p>900MHz 帯の「比較審査」は、最初からソフトバンクに割り当てる結論の決まっている八百長ではないでしょうか。</p> <p>900MHz 帯はプラチナバンドといわれるくらい電波の中では価値の高い周波数帯とされています。この割当を総務省の役人による審査で決めるというのはいかがなものでしょうか。900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。</p> <p>また、総務省の資料(<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000134495.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000134495.pdf</a>)によると、来年 900MHz 帯に上り下りで合計 30MHz を割り当てることが決まっており、その「移行費用」の上限はプラチナバンドなのに 2100 億円とされていますが、更にこの移行費用が国庫ではなく「移動無線センター」という特殊法人に入るのはなぜでしょう。この団体が運営する MCA 無線の利用者は 30 万人程であるにも関わらず、数千万人が利用する携帯電話と同じ周波数を占拠しており、更に同団体の役員は、常勤の理事 6 人のうち 3 人が総務省からの天下りです。このような天下りのための団体に巨額を提供する理由を明らかにすべきです。</p>
130	芝浦電子工業株式会社	<p>当社は、800MHz 帯 MCA の販売と、免許人の代理を行っております。</p> <p>東日本大震災以降、無線の重要性が再認識されている所であり、当社も免許人のソリューションの選択肢の一つとして、無線機器の利活用を促進しております。今後の無線のあり方として、以下の通り意見を述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●免許人に周波数移行を正しく理解して頂くことで移行がスムーズに進行するように、総務省主催及び移動無線センターにより周知説明会を免許人、販売店にお願いしたい。</li> <li>●免許人への周知は、認定開設者から直接通知説明はやめてほしい、免許人との関係もなくトラブル、スムーズに進まない。(販売店は利用者との関係もできており、移行作業、サービスを従来どおりできるように配慮。して頂きたい。)</li> <li>●既存利用者に対して不満がないように、現システム同等及びそれ以上のサービス、エリアを確保して頂き、早期インフラの整備、移行スケジュール、実施方法、費用の明確化を早急にして頂きたい。</li> </ul>

		<p>移行スケジュール ⇒インフラ整備、端末機器が準備でき、いつからいつまでにするのか      実施方法 ⇒管理移動局・移動局(無線機、マイク、電源、アンテナ、ケーブル、他)どこまで取り換えるのか。      移行費用 ⇒祭日、休日、夜間、遠方、他、パターン別に明確にし基準価格表を第三者機関等を設立し項目別に、自動的に費用算出できるようにして頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既存システム同等の機能、設備を継続させるために必要費用は(機器や工事、工賃等)免許人の負担がないようにするべきである。</li> <li>●インフラ整備、端末機器ができ、工事が短期的に集中する可能性があり、人員の確保、電測計、材料の購入も各販売店で行わなければならない、移行費用の他に別途費用を考慮していくべき。</li> <li>●販売店がアナログ、デジタルの予備機を購入しているが、その分も、新周波数に代替対応の予備機として移行費用に計上すべき。</li> <li>●既存利用者が使用している、アナログ、デジタルの機器の一部を休止している分も利用者が購入している(財産)なので移行費用に計上すべき。</li> <li>●費用に対しての清算、クレーム、トラブル等の問題が出てくると思われる為、現状どこが窓口なのか明確になっていない、窓口として第三者機構等を作って頂きたい。</li> <li>●メーカーより認定業者に無線機器等は直接販売されるが、販売店においては取付工事、保守、サービスができなくなるので考慮して頂きたい。また、今後、アナログからのデジタルに移行の営業は全くできない、その分も含め移行費用に計上すべき。</li> <li>●既存システム利用者が、移行する所がない、移行先のエリア、利便性が現状より悪化することの無いよう、国から MRC・JAMTA に対して強く指導して頂きたい。</li> <li>●現行設備の新設免許期限が 24 年 12 月 31 日となっているが、アナログはしょうがないとしても 800 デジタルが期間までに、インフラ整備ができるのは厳しいと思われる為、再度、免許期限の検討をして頂きたい。</li> <li>●機器の変更費用負担だけでなく、現行エリアを十分に満足することを条件に認定開設者と移動無線センター間の、協議事項として明記すべきではないか。</li> </ul>
131	日征通信株式会社	<p>本年8月の「周波数編成アクションプラン(平成23年9月改訂版)(案)」に対して提出されたMCA無線周波数移行関連の複数の意見と同意で賛成を前提に、現在の周波数利用者にリスクを与える事無く、スムーズに新周波数へのシステムに移行出来るよう、格別の配慮と強い指導力を持って対応して戴く事を要求致します。</p> <p>その中で特に注意する点は、既存利用者の真の公平性の部分であります。</p> <p>今回移行対象となる移動局免許人に於いて、アナログとデジタルの利用者がおりますが、両者を同等の条件にて同じサービスを有するシステムに共存させるような事は、断固反対致します。</p> <p>ご承知とは存じますが、我々ディーラーは長年に渡り、(財)移動無線センターと共に早期デジタル化促進に尽力して参り、多くの利用者が理解を戴き多額な費用を捻出してデジタル移行を完了しております。</p> <p>また、現在アナログシステムの利用者に於いても大半の免許人が数年内にデジタル移行を計画され予算組等、準備を進められておりますが、デジタルシステムを持つ広域エリアサービスやデータ伝送等の需要は低く、地場エリアの音声通信に拘り現状のサービスエリアの確保を強く要求されております。(特にJSMR利用者)</p> <p>ご察知の通りこの両者を同じスキームにて、同システムに共存させるとなれば、公平性の観点と従来の我々の早期デジタル化促進活動に対する不満から、MCA市場に大変な混乱を招く事が必然とされます。</p> <p>ご理解のうえ、認定開設者、インフラ事業者、端末メーカーへの指導方針をまとめて、戴くよう強く要求すると共にこの意見への回答を戴きたいと存じます。</p>

132	山田 肇	<p>(要旨) 3.9 世代(900MHz 帯)の免許は、審査基準に基づく審査の結果によって割り当てられることになっている。ところが、公表された審査基準案の中には既存事業者を優遇し新規参入希望者を排除する基準がある。既存事業者を優遇する恣意的な審査基準案は法の下での平等という大原則に反するため、『三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案』は全面的に見直すべきである。</p> <p>(詳細) 『三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案』において、「電気通信事業の健全な発展と円滑な運営への寄与」に関する審査基準は次の通りである。</p> <p>2 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与</p> <p>(1) 本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。</p> <p>(2) (1)のほか申請者に割り当てている周波数帯の差違及び申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。</p> <p>上記(2)項にある「割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度」は「すでに割り当てている周波数帯における混雑度(以下、混雑度)」と読みとれるが、新規に参入を希望する申請者(以下、新規参入希望者)について「混雑度」をどう扱うかが示されていない。これは新規参入希望者には対応できない「混雑度」を審査基準にすることによって、新規参入希望者を排除することに他ならず、比較審査としての立てつけとして不備がある。</p> <p>特に「契約者がいないから混雑なし」として扱えば、既存の事業者を優遇し新規参入希望者を排除することになり、法の下での平等という大原則に反する行政判断となる。</p> <p>しかし、既存事業者を優遇する審査基準は「混雑度」だけではない。「開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項」の中の「特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠」も既存事業者優遇の審査基準である。既存の基地局に新基地局を併設することができる既存事業者は、既存の基地局設置場所の所有者から同意を得れば済むのに対して、新規参入希望者は全国で設置場所を見つけ、それぞれの設置場所の所有者から同意を得るために膨大な費用をかけなければならない。しかし、新規参入希望者に免許が与えられるかどうかはその段階では明らかでないため、申請をためらう新規参入希望者が出る恐れがある。</p> <p>総務省から本年9月6日に『700/900MHz 帯移動通信システムに係る参入希望調査の結果』が公表されている。それによれば、参入を希望したのはすでに周波数を割り当てられ、当該周波数を利用する電気通信事業を営んでいる者だけであった。</p> <p>しかしながら、そもそも参入希望調査を開始した際の8月2日付報道発表によれば、「700/900MHz 帯移動通信システムの実現に向けた制度整備の検討に当たり、その参考とするための基礎的な調査として実施するもので」「本調査への回答はあくまで任意であり、本調査への対応によって実際の申請の可否・内容が拘束されるものではありません」ということになっている。したがって、新規参入希望者の中には、参入希望調査に回答しなかった者がいる可能性がある。</p> <p>参入希望調査の結果にかかわらず、新規参入希望者も公平に扱う審査基準を設けることが、総務省の義務である。新規参入希望者を最初から差別する審査基準を設けることは不適切である。</p> <p>既存事業者優遇の『三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案』は全面的に見直すべきである。</p>
133	匿名(法	別添 12 の第五条 3 項に認定開設者が負担する費用の規定があります。同規定に掲載される費目として以下の費目の追加をご検討いただきますよう

	人)	<p>宜しく願い申し上げます。</p> <p>(1) 新周波数対応の RFID 装置開発のための費用  周波数移行を早期に促進させるためには新周波数対応 RFID 装置の早期市場投入が必要となりますが、メーカーにおいて新周波数対応RFID装置の開発費は計画外の支出(周波数移行がなければ発生しなかった費用)であり非常に負担が大きく、メーカーでは一部もしくは全ての新周波数対応RFID装置の開発を断念したり、開発を当面見合わせる／一部製品の開発時期を遅らせる等の選択肢も視野に入れて検討せざるを得ない状況です。その他にも限られた予算内で開発を進める必要があるため、例えば当初計画していた製品性能向上向け開発を一旦中止した上で新周波数対応の開発に着手するか否かを検討しなければならない等、多岐にわたり影響が発生いたします。つきましては新周波数対応RFID装置の早期市場投入し周波数移行を促進させるためにも、またRFIDメーカー保護の観点からも当該開発費を費目として追加をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(2) 現行周波数対応のRFID装置在庫処分費用  現行周波数対応RFID装置は周波数移行により将来販売が困難になることが想定されるためメーカーにおいては在庫を最低限に抑えるべく対応を進めております。一方、RFIDユーザによっては周波数移行の状況を認識した上で、早期システム導入を優先させ現行周波数対応RFID装置の購入を希望されるケースや、既設システムの維持・増設等の理由で現行周波数対応RFID装置の購入を希望されるケースがあり、メーカー側も必要最低限の在庫を維持する必要があります。これらの在庫は周波数移行がなければ将来にわたり販売や保守用製品としての活用が可能となりますが、周波数移行が行われることにより販売はもちろん保守用製品としての転用も困難になり最終的には不良在庫として処分費用を計上しなければなりません。つきましてはRFID装置メーカー保護の観点からも当該在庫処分の費用を費目として追加をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>尚、一律に在庫処分費を費目として認めた場合、メーカーからの不当請求を誘引する可能性もあるため、例えば「開設指針が正式に公示される20××年×月×日迄に製造したRFID装置を費用の対象にする」などの一定のルールを設けることで不当請求は排除できると考えます。あわせてご検討いただきますようお願い申し上げます。</p>
134	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
135	個人	900MHz の割当は密室談合の比較審査ではなく、上限無しの周波数オークションで決めるべきです。
136	株式会社シーエスシー	<p>1 MCA サービスエリアについて</p> <p>(1) 現在、東海エリアではアナログのみの中継局が高山、南勢の 2 局あります。また、全国にも同様のケースがあると思います。  アナログ利用者は周波数再編がなければ何の問題も無くアナログを継続利用出来ていたわけですから、移動無線センターはアナログシステムのまま周波数移行を行うか、デジタルに変更した上で同地域のサービスを継続する義務があると考えます。もちろん認定開設者はその費用負担をする義務があります。</p> <p>(2) 中継局の上り周波数変更により、サイマル期間中は中継局受信空中線の増設が必要になります。旧システムの受信空中線取付位置との差や周波数特性の差により、サービスエリアに今までと差異が発生する可能性があります。既存エリアを確保するために、補完中継局の建設も含め検討が必要と考えます。そのための対策費は認定開設者が負う義務があると考えます。</p> <p>(3) JAMTA は周波数再編に対応せず廃止する旨の噂がありますが、公益法人がそのような対応で良いのでしょうか。JAMTA 利用者が継続利用出来るようにするのは、所管する総務省の責任であるとも考えます。  JAMTA がサービスを継続するのが困難であれば、行政として設備・利用者の移動無線センターへの譲渡を含めて検討する必要があると考えます。  また、その場合、JAMTA と移動無線センターの中継局は設置場所やシステムが違うことから、サービスエリアも当然異なってきます。譲渡に当っては、移</p>

動無線センターにサービスエリアの補完も含めた対策を検討させ、認定開設者はその費用負担をする義務があると考えます。

(4)国民の財産である電波を使用する以上、認定開設者に義務付けているのと同様に、移動無線センターに対しても、人口カバー率・期限など一定のエリア建設を義務付けるべきと考えます。

(5)MCAのアナログとデジタルのサービスエリアを比較した場合、単独のサービスエリアはアナログの方が広いのが現状です。アナログ利用者をデジタルに移行させるためには同等のサービスエリア確保が必要であり、デジタル中継局の補完置局は必須と考えます。その場合の費用は、認定開設者が負うべきものと考えます。

## 2 MCA 移動局設備について

(1)移動局の空中線は、送受信周波数の間隔が拡大したことにより、1本の空中線で広帯域をカバーする必要があり、特性の劣化からサービスエリアが狭くなるなどの問題が懸念されます。広帯域な空中線の開発など、空中線メーカーとの協力が不可欠であると考えます。また、その開発費は認定開設者が負うべきであると考えます。

(2)大半のディーラーは、お客様の無線機が故障した時の為に「リンク品」と称する予備端末機をストックしていますが、周波数再編によりこの予備品が使用できなくなってしまいます。免許を受けていないこのような無線機の入替えについても、当然認定開設者が費用負担すべきものと考えます。

(3)タクシー業務など、24時間業務を停止できないお客様の無線機を取り替える場合、一時的に業務を停止させなくては行けませんが、その補償についても認定開設者が負うべきものと考えます。また、取替え作業は休日夜間などの時間帯になるものもあり、作業費用はその点も考慮いただきたいと思えます。

(4)無線機の数が多い場合や、全国に無線機が配置されている場合、取替えに時間がかかることとなりますが、その期間中の電波利用料やMCA利用料金が重複しないような配慮をお願いいたします。

(5)MCA無線機は大半がリース物件です。リース機器の所有権はリース会社にあり、移行に当ってはリース会社との調整が必要になり、そのために時間も労力もかかります。その費用は当然認定開設者が負うものと考えます。

また、リース会社から見れば周波数再編など関係なく、単にリース契約途中での機器の入替えになるわけで、お客様が税法上も不利にならないような措置が必要になります。

## 3 無線局の申請について

(1)周波数変更にあたり、短期間に膨大な変更申請が提出されることとなりますが、スムーズな移行を実現するため、出来る限り簡易な申請ですむよう行政上のご配慮をお願いします。

(2)スムーズな申請手続きのため、現在「紙」提出となっているMCAの申請を、電子申請も受け付けていただくようお願いいたします。

## 4 お客様(免許人)への通知について

規定上は当事者である認定開設者とお客様が直接やり取りするように読み取れますが、お客様に突然認定開設者から案内が行ってもお客様は理解できないばかりか、我々ディーラーに「直ぐに使いなくなるようなシステムを売りつけられた」と誤解を生むことにもなりかねません。また、顧客名簿が認定開設者に流れることで、MCA新システムへの移行ではなく、別のシステムへの移行が進められる懸念があり、断じて容認することは出来ません。スムーズな移行を実現するために、MCAメーカーが作っているエスシーアクセスサポート社などの第3者機関を窓口にしていただきたいと思えます。

## 5 移行にかかる費用について

(1)今回の周波数再編作業は、ディーラーにとっては事業計画外の突発的事項であり、スムーズな移行に協力するためには人員の一時的な増強や、測定器・工具・パラメータ設定用PCなどの購入が必要となるのが予想されますが、その費用は当然認定開設者が負うべきものと考えます。

(2)移行に関わる様々な費用は、本来一時的にでもお客様やディーラーが負うべきものではなく、周波数再編で利益を得る認定開設者が負うべきもの

		とを考えます。費用の支払いに当たっては、概算前払い方式や、資金のプール制などにより、お客様やディーラーの負担にならない方法にすべきと考えます。
137	柳井電機工業株式会社	<p>①移行作業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件情報が、これまでにアナログからデジタル移行した免許人様に負担率を顧客より追求された場合の答弁に苦慮する懸念がある（デジタル→デジタル＝負担無し、既納客アナログ→デジタル＝リース中or買取）</li> <li>＊『こうなるのなら、もう少し取替えを待てばよかった・・・』←〈予想懸念事項〉</li> <li>・「負担率無し」との情報を顧客に伝えてもこれを機に使用を止める顧客が発生する懸念有り。</li> <li>・導入台数の多い顧客等においては短期に全移行の完工は当然ですから、測定機器、工事治具、人員等の経費負担にご配慮をお願いします。</li> <li>・費用精算に於ける時期が遅延されると会社内でも問題になります。迅速なる精算を行って欲しい</li> </ul> <p>②その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行処置に当たり利用顧客に不安・混乱の回避の為、移行の具体的な施策、費用、スケジュール等を出来るだけ早い時期に周知説明会の開催をお願いします。</li> <li>・新しい周波数になるわけですから、通話エリアの変化等懸念されますが、我、大分地区の様に山の多い地区で何とか通話出来た顧客（反射波等にて）が、『通話不可だから元に戻してくれ』等申告された場合に対処及び付帯経費は考えてくれるのでしょうか。</li> </ul>
138	吉川 尚宏	<p>【要旨】</p> <p>今回の総務省案については、反対もしくは修正の必要性を表明します。現在の総務省案は、既存の周波数利用者及び新規の周波数利用者の双方に対して、インセンティブ上の歪をもたらし、国民経済的にみて望ましい方法とは考えられません。したがって、通常のオークションを行う、周波数移行の信託基金を設ける、情報公開と監査を義務付ける、等の代替的選択肢をとるべきと考えます。</p> <p>【本文】</p> <p>大きな問題点は関係するプレイヤーにさまざまなインセンティブの歪をもたらすと考えられることです。</p> <p>①既存の周波数利用者</p> <p>実際に周波数の移行にかかる費用や機会費用に加えて、より高めの移行費用を請求しがちです。これは善意の有無の問題ではなく、構造的に少しでも安く移行費用を抑えようというインセンティブがはたらきにくい仕組みになっています。</p> <p>② 新規の周波数利用者</p> <p>新規の周波数利用者のインセンティブを歪めるのは次のような構造的な問題です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 900MHz というプラチナバンドを入手しようとするれば、2,100 億円という上限値ですら割安な価格です。したがって、入札希望事業者はおそらく上限値の 2,100 億円で入札すると予想されます。つまり、上限価格を設定したことによって、周波数の需要者である携帯電話会社に過剰な消費者余剰が発生してしまいます。より高価でも入札したいという事業者の行動を抑制してしまうことになります。</li> <li>・ しかも、もし仮に 2,100 億円の上限価格で張り付いた場合に発動される競願時審査基準の中には、「周波数移行を実施するための対策・体制が充実していること」という項目が入っていることから、仮に既存利用者との間であらかじめ協力関係が構築されていれば、2,100 億円をダミーあるいはバーチャルの入札金額とし、実際にはたとえば 1,500 億円の費用負担で済ませてしまう、ということも可能になります。すなわち、既存の周波数利用者と新規の周波数利用者との間である種の談合、共謀を促しかねません。ちなみに、新規の周波数利用者が負担する金額はあくまでも周波数の移行に伴う無線設備やソフトウェアの費用となっていますが、その見積もりの妥当性を客観的に証明することは困難です。</li> </ul> <p>代替案として以下の政策の選択肢を提案します。</p>

		<p>① 新規利用者に対して、有効期間 10～15 年の周波数オークションを実施し、その入札金額から既存の周波数利用者の移転費用を捻出する筆者も構成員として参加する「周波数オークションに関する懇談会」において、現在、本格的な周波数オークションを行うことを検討しています。このスキームの実現を早め、新規の周波数利用者に対しては、周波数を 10～15 年利用できる権利に対するオークションを実施します。このお金は国庫にいれ、ここから既存の周波数利用者に対する移転費用を捻出します。</p> <p>なお、移転費用について、第三者による見積もりや実際にかかった費用の監査を行います。900MHz で周波数オークションを行った場合、オークションを行わずに既に 800MHz の周波数を保有する事業者とのイコールフットイングが問題になるという指摘もありますが、これはオークションにおいてハンディキャップをつけることや参加資格を制限すること、電波利用料とのリバランシングを行うこと等によって対応可能です。</p> <p>この方法のメリットは、周波数の利用価値がオークションに反映されることに加え、周波数の二次取引の不透明さが払拭されることです。ただし、既存の周波数利用者の存在を考慮すると、積極的に移行を支援するインセンティブシステムは必要になると考えられます。すなわち、1 年早く移行すれば割り増しの移行費用がもらえる、というような仕組みを別途検討することが必要になります。</p> <p>ちなみに現在のような民間企業相互の間で周波数移転費用を捻出しよう「オークション的考え方」に基づくスキームが今後も残り、そこに通常のオークションのスキームが加わると、2 回のオークションが必要になってしまう事態も想定されます（「オークション的考え方」に基づき周波数を得られたとしても、もし免許期限がまもなく切れる場合には再免許時に通常のオークションを実施することもありえます）。</p> <p>② 周波数移行の信託基金を設け、その中から既存の周波数利用者の移行費用を捻出する</p> <p>現在の総務省案の最大の問題点は、金銭のやりとりに不透明さが残ることと、オークションの値付けが「バーチャル」であることです。したがって、周波数の移行に伴う費用は信託基金に入金し、その中から移転費用を捻出します。この場合は入札の上限金額をあらかじめ設定することは必要ありません。そのかわりに、入札金額と移転費用との差分は入札者に返金します。</p> <p>入札金額と移転費用の差分を返金することについて議論の余地があるかもしれませんが、ここでのオークションはあくまでも移転費用の捻出を目的としています。10～15 年間の周波数の利用可能権は別途、オークションの方法で付与することが望ましいと考えます。</p> <p>③ 周波数の移転に伴う金銭のやり取りに関して、情報公開と監査を義務付ける</p> <p>現在の総務省案をある程度いかしたまま、金銭のやり取りに関する透明性を増すためには、既存の周波数利用者と新規の周波数利用者との間での金銭、設備、ソフトウェア等に関するやりとりの情報公開を義務付けるものとします。総務省案で事業者間協議の結果を電子署名を行った電磁的記録により確認し、開設計画の認定の有効期間中、書面または電磁的記録を保管することになっていますが、これについては、インターネット等で情報公開すること、第三者による監査を行うことを義務事項とします。</p>
139	経済産業省	<p>1. 円滑な移行にあたっての調停役の設置について</p> <p>開設指針案では、終了促進措置の実施にあたっては、移行の実施に関して、当事者間の協議によることを基本とし、終了促進措置の概要等について認証取扱事業者や製造時業者団体との協議することとしているが、同時者間で諸条件が折り合わず協議が円滑に進まない場合も想定されるため、紛争を未然に防止する観点から、監督権限を有する総務省等の公的機関が必要に応じて調停役を担うことができる仕組みを設けるべきではないか。</p> <p>2. 産業政策上の配慮をすべきではないか。</p> <p>950MHz 帯の電子タグシステムは平成 22 年 5 月に中出力型が新たに導入され、製造事業者は、これに対応したシステムを開発、製造しビジネス展開に着手したところであるが、今般の制度改正を受けて、新たな周波数帯域に対応する製品の開発や製造に要する時間や費用が生じることから、既に同周波数帯域に対応している海外製品が存在することも踏まえ、国際競争力を確保する観点から、必要な措置を講じるべきではないか。</p>
140	田中電	【背景・目的について】



	<p>気株式会社</p>	<p>昨今の電波需要の発展、成長並びに将来の電波資源の有効利用を考えますと再編案について賛成いたします。ただし、周波数再編に当たっては現在の周波数の利用者に対し、新たなご不便、負担が無い様に最大限考慮していただく事を、強くお願い申し上げます。</p> <p>【基本的な方針について】</p> <p>700/900MHZ帯周波数再編について、利用者に不満が無い様に既存システム同等又はそれ以上のサービス内容・利便性を新周波数でも確保するよう、MCAインフラ事業者に義務づけることを要望いたします。また、移行に関わるすべての費用を移行後の利用者(携帯電話事業者)が全額負担し、新周波数移行に関わる事業者と利用者に対して負担金がすべて発生しない様にすべきと考えます。</p> <p>特に利用者の移行費用は利用者の利用環境により大きく異なりますが、移行作業を公平且つ円滑に進める為の仕組み作りを、慎重になされることをお願い申し上げます。</p> <p>【移行先のインフラ整備について】</p> <p>円滑に移行作業を進めるには、移行先の受け皿となる新周波数でのMCAシステム早期且つ十分な設備を確保すべきであると考えております。つきましては、新周波数でのMCAサービスについて具体的な地域ごとの利用スケジュールを明確にさせていただき、お願い申し上げます。</p> <p>既存利用者が新しい周波数でのMCAサービスに移行した際に、移行後のサービスに不満を持つような事があってはならないと考えます。「移行が原因」のクレームが発生しないように、インフラ事業者並びに端末メーカーに対して、ご指導して頂く事を強く望みます。</p> <p>特に現段階でアナログMCA・JSMR利用者がデジタルMCAに移行できない地域(エリアカバー率が十分で無い)がございます。すべての利用者が移行にご満足いただけるように配慮をお願いいたします。</p> <p>【販売店に対して】</p> <p>今後の加入者や既存利用者に不安や混乱を生じさせないために、具体的な移行スケジュール、実施方法、実施費用の処理方法などを明確にさせていただき、適宜な時期に、販売店向けに説明会を実地して頂く事を望みます。</p> <p>又、移行作業を円滑に進める為には、利用者の状況を把握している、既存の販売店が移行作業及び、アフターフォローを従来通り出来るように配慮していただける事を、お願い申し上げます。</p> <p>移行期間中は作業が集中する事が予測されますので、具体的には免許申事務手続き、移行関わる調査作業、測定器、人員、工事治具、保守端末などの確保に必要な経費負担増に付きましても移行費用として含むことを望みます。又、費用精算方法につきましても一時的な負担増が無いように仕組作りをお願い致します。</p>
141	<p>城山電子株式会社</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アナログJSMRも周波数再編の対象となり、財団MCAへ収束されるのであれば、通信可能エリアが異なっているため、障害が予想されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪和局JSMRであれば 和泉市～富田林の外環辺り、和歌山の橋本市近辺。</li> <li>・姫路局JSMRであれば 相生、赤穂、加西地域。</li> <li>・大阪西JSMRであれば 裏六甲地域、高速道路上では西宮北から宝塚の間。</li> </ul> </li> <li>2. また移行にあたって、デモにより使用可能かどうかのエリア確認に要するレイバー費用等の経費についても、誰がどのように負担するのかも検討いただきたい。</li> <li>3. エリア問題解決にあたっては国の方からもどうあるべきかを明確にさせていただき、協議、検討の機会も含めて移動無線センターへ指導していただくようお願いします。</li> <li>4. 現在販売店で修理対応等予備機(休止中含む)として保有している無線機がありますが、今回の周波数再編ですべて使用できなくなります。こういった実際面についても検討いただきたい。</li> </ol>
142	<p>株式会</p>	<p>昨今のデータ通信利用の拡大傾向により急増しているトラフィックに対応するため、弊社は周波数有効利用率の高いLTE方式の導入など、これまで</p>

社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<p>できる限りの対策を実施してきております。しかし、今後もトラヒックの増加傾向が続き、将来的には様々な対策の実施にも関わらず、対応が困難になる状況が想定されるため、今回、周波数の追加割り当てに向けた制度整備が進行していることを歓迎するとともに、可能な限り速やかに周波数割り当てが実施されることを強く希望します。</p> <p>以下、各項目について、意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 開設指針案について</p> <p>周波数が有限な資源であることを鑑みると、既に割り当てられた周波数について、最大限の努力によりその有効利用方を推進することが、電気通信事業者としての当然の責務であると認識しており、新規事業者にとっても割り当てられた周波数を有効に活用することが必要不可欠となります。</p> <p>今回、開設指針案の別表第三における開設計画の認定の審査基準として、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与の度合いが審査されることとなっておりますが、現行の基準には、割り当て済みの周波数帯をどれだけ有効に活用しているか、割り当てられた周波数をいかに有効に活用するかを審査する項目がありません。電気通信事業の健全な発達と円滑な運用へ寄与するためには、有限な周波数をどれだけ有効に活用してきたのか、今後、活用することができるのかを審査することが重要と考えます。従いまして、認定の審査基準として、周波数有効利用率の高いLTE方式基地局の設置数やLTE方式陸上移動局の普及台数の実績・計画、高トラフィック地域の小セル化・多セクタ化による屋外基地局の密度向上の実績・計画など、周波数有効利用のための方策に関するこれまでの実績及び今後の計画などを含めた観点で審査いただくことを希望します。</p> <p>2. 無線局情報提供制度の充実について</p> <p>今回、終了促進措置を行おうとする者に対して周波数移行対象無線局に係る情報提供を可能とするために必要な制度整備が行われるものと考えますが、開設計画の申請を行おうとする者に対しても、終了促進措置に係る計画の策定に必要な周波数移行対象無線局に係る情報が、迅速且つ適切に提供されることを希望します。</p> <p>3. 負担可能額の算定に関する基本的な考え方について</p> <p>費用負担可能額の算定に関する基本的な考え方を提示いただいておりますが、開設計画の認定の申請を受け付けられる際には、より詳細な考え方を提示いただくことを希望します。</p> <p>4. 900MHz帯を使用する移動通信システムの技術基準案について</p> <p>900MHz帯を使用する移動通信システムの技術基準案については、情報通信審議会における隣接システムとの干渉検討等、技術的な検討を反映した内容となっており、適切であると考えます。</p>
143 株式会社エフ・ティ・シー通信	<p>1) 2013年1月1日以降、新免許申請が出来ないとありますが、利用者(免許人)及び、販売店における営業活動を著しく阻害することとなります。再度検討の上、スムーズな周波数移行を行えるスケジュールを検討いただきたい。</p> <p>2) 国より免許を得て運用している利用者(免許人)に対して移行の依頼をする上で、十二分の保証を確立するには「第三者委員会」等の設立を定め、国が最後まで管理監督する必要があります。</p> <p>3) 周波数移行後、アナログ・デジタル問わず、従来のエリアを確保することが絶対条件です。中継局に増設など移動無線センターへの対応を指導徹底していただきたい。</p> <p>また付加システムにおいても引き続き利用できる様に対応していただきたい。</p> <p>4) 周波数移行の不確定情報を持って、利用者への不安感を煽り、他の機器への移行を行う業者が出てくるのが予想されます。</p> <p>そのため移行作業が公的な事業であり、対象となる機器、時期、といった条件を明記した通知を行う。もしくは早い時期に現状を伝えるための案内を、国名義にて作成していただきたい。</p>
144 株式会社	<p>①AMCAからDMCAに移行した際、エリアが狭くなると思います。この場合、現在携帯型アナログ無線機を運用中であるユーザーが、移行に際して</p>

	社ツツキ デンソー	<p>車載型にしないと通信できない場合も想定されますが、この費用は見ていただきたい。また、その逆の車載型から携帯型への変更費用も見ていただければと思います。</p> <p>②NEXNETからDMCAへの移行に関して、裏六甲のエリアが全く狭くなります。大阪～神戸に移動される運送事業者は、案外このルートを利用しているユーザーが多く、エリア確保をお願いしたいと考えます。</p> <p>③DMCAへの移行の際、AMCA単独エリアはMRCの判断と云うことですが、現在BCP(事業継続計画)を掲げているユーザーは、これらのエリアも必要とすることがあり、是非ともDMCAのエリア確保をお願いしたいです。この場合、国主導でMRCへの働きかけをしていただければと考えます。</p>
145	エムシー アクセス ・サポート株式 会社	<p>1.認定開設者の審査・決定について、総務省に以下の対応を期待します。</p> <p>(ア) 認定開設者の申請内容、審査経緯、決定理由等について情報開示をされること。</p> <p>2. 終了促進措置(以下本措置という)の周知徹底・進捗管理について、総務省に以下の対応を期待します。</p> <p>(ア) 対象免許人ばかりでなく、本措置に関わる幅広い関係者への制度の普及啓蒙と協力要請を積極的に実施されること。</p> <p>(イ) 本措置の開始から終了までの間、円滑な推進のために関係当事者間の協議内容及び認定開設者等から得た報告並びに認定開設者等に対して指示された内容等について、定期的に情報開示をされること。</p> <p>3. 本措置について、総務省に以下の対応を期待します。</p> <p>(ア) 認定開設者と制御局免許人との協議にあたって、MCA 端末の対象免許人等の意見が反映されるような枠組みを作るべく、関係者の調整をされること。</p> <p>(イ) 通信エリアについて</p> <p>① 端末の移行先(通信エリア)の利用可否、時期等について、制御局免許人から関係者等に早期に説明されるよう働きかけをされること。</p> <p>② 端末の免許人の事業継続上不可欠である MCA 無線が継続利用できるよう、アナログ、デジタルに限らず現行の通信エリアを十分に確保できるように制御局免許人に働きかけをされること。</p> <p>③ ②に関連して、本措置の対象となる端末は、2012/12までに開局したものとなっているが、現行のサービスと同等のエリアが確保できるまで(全国通信を含めて)、従来周波数での新規開局を認められたい。また、当該端末も費用支弁の対象とされたい。</p> <p>④ また、本措置に伴って「MCA無線の新規開局ができない」地域や期間が発生することの無いよう、ご配慮されたい。</p> <p>⑤ MCA 制御局の費用支弁の対象を、全ての MCA 端末局の周波数移行に伴い、改修が必要となる費用に拡大されること。</p> <p>(ウ) 従来の商流の踏襲について</p> <p>① 移行を短期間且つ円滑に進めるため、利用者(対象免許人)の状況を熟知している既存の販売店が従来通りに移行作業できるように配慮されること。</p> <p>② 既存の販売店が、その利用者の端末の修理・メンテナンス対応を継続して行えるように従来商流の堅持に配慮されること。</p> <p>(エ) 端末移行の実態に応じた柔軟な費用支弁について(対象範囲、設置形態、利用形態等)</p> <p>① 利用者が既存システムと同様の利便性を継続するために必要十分かつ妥当な費用(機器や工事に関わる工賃等)を確保し、既存システム利用者の負担が必ず「ゼロ」となるよう配慮されること。</p> <p>② 一時的(短期的)に工事件数が増えることが予想されるため、測定機器や工事器具等を販売店が購入したり、人員確保したりするための経費も、移行費用に含めるよう配慮されること。</p> <p>③ 販売店が故障対応用に保有している代替機も新周波数に対応する必要があるため、移行費用に含めるよう配慮されること。</p> <p>④ リースの無線局、休止の無線局、修理用等の予備無線機、現有無線機の償却のあり方などについて明確な方針を示されること。</p>

		<p>⑤ メーカー提供のシステムだけでなく、ユーザー（SIerも含めて）が独自に開発したシステム等も移行費用に含めるよう配慮されること。</p> <p>(オ) 本措置を、短期間且つ円滑に推進する担い手である販売店の資金繰りが懸念されるため、費用精算を迅速に行えるよう認定開設者に働きかけをされること。</p>
146	匿名(法人)	<p>私は、サービス・物流企業の業務責任者として、全国で数100台のMCA無線を導入し管理しております。</p> <p>先般、無線販売店の営業責任者が深刻な相談として来社し、今般の周波数移行に対するお話を伺いました。</p> <p>当社は、アナログMCAから使用していましたが、アナログ無線機メーカーが機器製造やメンテナンスを終了した事から、販売店の勧めもあり、社内で早期デジタル化を推奨し、全国の各拠点や関連企業から随時計画を持ってデジタルMCAに移行させており、先般も首都圏地区にて、使用期限が決定したの事から、急遽計画を前倒し、デジタル移行を実施させた関連企業もございます。</p> <p>上記の件から、もし現在のアナログMCAが、デジタルMCAと同じく無償(利用者の負担ゼロ)で新しいデジタルMCAに替えてもらえるようになるのであれば、今まで私の勧めてきた業務が社内的に不利益を生じさせたと判断されかねず、社としても関連企業に対しコミュニケーションの充実化を計り、半強制的にデジタルMCAへの移行を促した事への責任が問われます。</p> <p>従いまして、アナログとデジタルを差別化なく移行するのであれば、既にアナログからデジタルに移行した費用の返却をして頂かなければ、私と当社の信用と立場が危険にさらされる状況をご理解戴けると思います。</p> <p>販売店の方からも、同じクレームが相次ぐ事は必至と聞いておりますので、様々な問題に対し細かく配慮賜りますよう要望致します。</p>
147	イー・アクセス株式会社	<p>1. 総論</p> <p>総論は以下のとおりです。具体的な個別の項目に関する意見は、2以降で述べます。</p> <p>(1) 認定日から7年を経過する年度(2018年度)内の10MHz幅LTEの運用開始を要件としたこと、及び別表第3「開設計画の認定の審査基準」(以下、「競願時審査基準」)において当該年度での10MHz幅LTEの人口カバー率の最も大きな申請者を認定するとしたことで、900MHz帯の割当を通じ、LTEの早期普及を促進させる方針としたことは賛同いたします。</p> <p>(2) 900MHz帯の認定開設者は700MHz帯における開設計画の認定の申請において劣後するとしたこと、また、審査基準において、申請者に割り当てられる周波数の差を勘案するとしたことは、当社がこれまで主張している周波数のイコールフットイング確保の観点に若干の配慮をいただいたことであり、賛同いたします。しかしながら、イコールフットイングの対象範囲が狭く、審査に係る重み付けも明らかにされておらず、公正な競争環境確保に向けた効果は限定的であるため、プラチナバンドに対する上限枠の設定等新たな申請要件項目の追加、及び競願時審査基準の明確化が必要であると考えます。</p> <p>(3) 終了促進措置について、下限額と上限額を設定したこと、かつ上限額が2010年12月時点の想定から2倍以上の2,100億円となったことで、大きな資本を有する既存事業者が優位な構造となったことは、900MHz帯での参入における機会均等の観点で課題があるものと考えます。</p> <p>加えて、現在のモバイル市場では、大手の既存事業者を中心に資本関係を有する関連会社間でのグループ戦略が進んでいる状況にあることから、個別の申請者のみを評価する枠組みでは公平性を欠く蓋然性が高いと考えますので、審査においては十分に考慮される制度設計とすべきであると考えます。</p> <p>(4) 当社としては、参入希望調査及びその他の状況を鑑みるに、900MHz帯の開設計画の申請が競願となった場合の競願時審査基準による審査においては、第1項(負担可能額の大小)及び第2項(10MHz幅LTE人口カバー率の大小)においては申請者の差がつかず、第3項の審査によつての認定開設者の決定が有力になるものと推察いたしますが、第3項の審査における客観的かつ具体的な算定方法や項目の重み付けが不明であり、審査過程における予見性及び公正性の観点で課題があるものと考えます。</p> <p>(5) 本開設指針に基づき申請する特定基地局開設計画には、新たに終了促進措置に関する記載を行うことになりこれまでの開設計画の申請よりも</p>

作成に要する時間が必要であり、時期も年末年始をはさみますので、申請期間は法に定められた期間よりも十分長めにさせていただきようお願いいたします。

(6) 上述したとおり、本開設指針については、課題や明確化が必要な内容も多く含まれているため、申請プロセスの進捗にも配慮しながらも、オープン性を確保して更に議論が進められるべきであると考えます。

(7) 昨今、周波数オークション制度の導入議論が出ています。オークション制度には分かりやすさや透明性といったメリットもありますが、実際に導入にあたっては課題も多いと考えています。

特に、オークション制度の導入にあたっては、市場環境に応じた細部の制度設計がより重要になるため、その検討及び法制度化され実施に至るまでには相応の期間が必要になることから、現在トラフィックが大きく増加し周波数需要が急激に増大しているモバイル通信市場において致命的な機会損失になりかねません。現在総務省殿にて募集中の周波数オークション懇談会報告書案にありますとおり、オークションを導入する場合には 2015 年ごろに実用化が見込まれる第 4 世代をターゲットとし検討を進めることが妥当であり、現在 3.9 世代等で使用可能な周波数は、可能な限り早期に新規を含めた事業者に割り当てていただくようお願いいたします。

## 2. 申請要件について

### 【意見】

本開設指針のみではわかりにくいですが、① 900MHz 帯の認定開設者は 700MHz 帯における開設計画の認定の申請において劣後することを可能とし、そのように説明されている、及び② 900MHz 帯の開設計画の認定を取り消された者の申請を再度の 900MHz 帯の開設計画の募集の際に劣後するとしたことと理解し、賛同いたします。今後策定が予定されている 700MHz 帯の開設計針の策定の際には、①を実現していただきたいと考えます。

ただし、今回の 900MHz 帯の申請はプラチナバンドという携帯電話事業者にとっては事業の基盤となる最重要のバンドの割当てであることから、プラチナバンドの割当て周波数幅のイコールフットイングを図る上限値の設定を開設計針に規定し、公正な競争環境を確保すべきであると考えます。

具体的には、「800MHz 帯における IMT-2000 周波数の割当方針案についての意見募集の結果及び方針の決定(平成 17 年 2 月 8 日)によって無線局免許を得ている免許人、又は 1GHz 以下の周波数帯において、FDD 方式においては 15MHz 以上、TDD 方式においては 30MHz 以上の基地局の周波数の割当てを受けている免許人」についても、申請に関しては劣後するものとするべきと考えます。

## 3. 認定要件について

### 【意見】

同等な周波数環境に基づく公正な競争環境確保、並びに周波数の有効利用を促進させるために、開設計画の認定の要件に以下のとおりネットワーク提供義務を追加するべきであると考えます。

・本開設指針又は平成 21 年告示第 248 号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者(ただし、1GHz 以下の周波数の基地局免許を有しない電気通信事業者を除く)に対する電気通信役務の提供、コストベースに基づく接続料金によるローミングの提供(ローミングの提供に伴う SIM フリーである陸上移動局の提供計画を含む)、及び電気通信事業者間の接続に関し、不当な差別的取扱いなく認定より 1 年以内に提供するための具体的計画を有していること。

## 4. 終了促進措置について

### 【意見】

・上記の負担可能額の考え方を明確化するために、総務省殿には以下の点を確認したいと考えます。

- ・「負担可能額」とは「終了促進措置の実施に要する費用」とは位置づけが異なるもの。
- ・当該負担可能額は、移行対象者との関係において負担を約する金額ではなく、あくまで申請者の負担可能範囲を示すもの。
- ・当社は、上限額が 2,100 億円と高額になったことで、当社が認定開設者となった場合に、移行対象者との交渉において、あたかも当社が 2,100 億円を支払うことを約しているように移行対象者が考え、高額の移行補償を要求するといったモラルハザードを発生させる恐れは大きいものと考えます。当社としては、移行費用が膨張することによる社会的メリットはないものと考えます。そのため、移行費用の算定及び設定については、過大な額とならないように改めて慎重に精査することが適切と考えます。なお、当然のことではありますが、当社は結果として移行費用の総額が 2,100 億円となる可能性があることは理解しています。

**【意見】**

今回の意見募集の参考資料にて、RF-ID の無線局及び MCA 端末局については、2013 年 1 月 1 日以降は免許及び登録を行わないこと、並びに技術基準適合証明の表示の貼付をすることができない旨の措置がなされるとの記載がありますが、移行対象システム数が徒に増えることがないように、開設指針においても基準日を設け、終了促進措置での対象は基準日以前に免許及び登録、または販売された無線局に限るとの条項を設けていただきたいと思います。

**【意見】**

現在の参考資料の情報提供レベルでは移行計画を反映した事業計画を作成することは困難です。開設計画に記載する基地局の設置位置は市区町村単位で記載することを考慮すると、総務省殿で算定した無線局の区分ごとの単価、及び市区町村単位での局の情報(「別添 2 電波法施行規則の一部を改正する省令案」の別表第 2 号の 2 の 2 の第 2 の情報、並びに当該無線局の移行費用を総務省殿で費用を算定した際の区分)をできる限り早期な提供を要望します。

5. 競願時審査基準について

**【意見】**

「合意形成の具体的対策」と「終了促進の体制整備」の評価に関しては、実施の確実性を高めることがより重要であることは言うまでもありませんが、客観的な評価基準と評価方法を予め明確にしておくことが必要であると考えます。

なお、評価においては、「現免許人等との間で既に対策を実行していること」といった現行の優位性を主眼にした視点ではなく計画としての評価を行っていただくこと、並びに実行可能性が確保されていない状態で終了促進の速度を競うような評価基準は用いるべきでないと考えます。

**【意見】**

本項は第 1 項、第 2 項によっては認定開設者を決定できない場合に総合評価をするための条文であると考えますが、当社としては、計画の妥当性や有効性を評価する客観的な指標と評価方法を予め明確にしておくことが必要であると考えます。具体的には、MVNO の提供計画には、多様な提供形態や協業形態も含めることを認めていただくべきであると考えます。ただし、公正な審査を実施する観点では、申請者の子会社及び関連会社、並びに申請者が子会社である場合はその親会社の申請者を除く子会社及び関連会社全てへの MVNO 提供計画(実績含む)は、評価の対象外とすべきと考えます。

**【意見】**

まず、当社としては、周波数のイコールフットイングが確保されない一方で、「割り当てている周波数幅に対する契約数」は、実績値であり、明らかに既存の大手 3 事業者にも有利であるため、審査基準に含めるべきではないと考えます。

実績値を使用する場合には、申請者に割り当てている周波数帯の利用状況についても評価すべきと考えます。具体的には、申請時点の未使用周波数(申請者の子会社及び関連会社並びに申請者が子会社である場合はその親会社の申請者を除く子会社及び関連会社へ割当てされたも

		<p>の、人口カバー率 50%に達していないものを含む)の程度を勘案すべきであると考えます。</p> <p>なお、「割り当てている周波数帯の差違」の定義は、1GHz 以下のプラチナバンドだけではなく、IMT コアバンドの有無、及び保有周波数の総量も含めることが公平であり、「割り当てている周波数幅に対する契約数」と比較して、より高い重み付けを付すことが必要であると考えます。</p> <p>また、「割り当てている周波数帯の差違」についても、申請者の子会社及び関連会社等へ割り当てられた周波数も勘案して評価すべきであると考えます。</p> <p>【意見】</p> <p>LTE の普及促進を図る観点から、「LTE のサービス計画がより充実していること」、及び「LTE サービス計画において、より低廉な利用者料金を提示していること」についても、審査項目に加えることが必要であると考えます。</p>
148	有限会社システムサポート静岡	<p>(既存システムの利用者様への周知徹底について)</p> <p>MCAの移動局免許人に対して当該制度の目的と移行期限(期間)の周知徹底を確実に実施していただくよう希望いたします。</p> <p>既存免許人の移行作業を実施するにあたり現状の通信エリア、通信品質を同等に保つ事を確実に担保していただく事を希望いたします。</p> <p>今般の周波数再編の折に既存ユーザーが減少する事を危惧いたします。</p> <p>移行作業については特に弊社のユーザーである、運輸事業者様、バス、タクシー事業者様はMCAを利用した配車システムを常時使用されているケースが多く移行作業における運行休止等の補償等も考慮していただく必要があると考えます。</p> <p>移行作業については最大限の協力体制を整えるよう考慮いたしますが、以降後のシステム運営がスケールダウンしないよう、ご配慮をお願い申し上げます。</p>
149	東北移動通信株式会社	<p>①費用負担の対象範囲明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リースの無線局、休止の無線局、バックアップ用として持っていた無線局(販売店・免許人所有)</li> </ul> <p>②移行作業の円滑化</p> <p>移行費用(出張費を含む)、移行作業を公平に行う為、第三者機関等の仕組みづくりが必要である。従来の商流から既存の販売店が既存の免許人に移行作業アフターサービスが出来るように配慮していただきたい。</p> <p>③既存アナログシステム利用者が「移行先がない」「移行先の利便性が現状より悪化する(通信エリア含む)」ことの無いように国から(財)移動無線センターに対して指導していただきたい。</p>
150	関西ウェブ株式会社	<p>①周波数再編による周波数移行にあたって特にお願いしたい事は、移行により既存の利用者が不利益を被らないように、十分な事前調査を実施したうえでの移行をお願い致します。</p> <p>具体的には、最も危惧するのはサービスエリアの問題です。既存の利用者はサービスエリアの変化には敏感で、いちばんのクレーム要因となる為、既存のサービスエリアが100%カバーできないようであれば、既存利用者にとって本プランは全く歓迎されないどころか、MCA事業の衰退を進める事にもなり兼ねません。</p> <p>サービスエリア確保の為、各機関へのご配慮とご指導を切にお願い申し上げます。</p> <p>② 費用負担の対象について明確化をお願いします、(リース中、一時休止中、未登録予備機等)リースの利用者については、色々な問題が発生する可能性があるため、具体的方法を早期に明確化して頂きたく、お願い致します。</p>
151	KDDI 株式会社	<p>本制度整備案は、700MHz 帯～900MHz 帯における 3.9 世代移動通信システムの普及に向けた周波数の割当計画及び 900MHz 帯における LTE の技術基準等の整備であること、また、平成 17 年総務省告示第 1299 号の一部を改正する告示案は、2GHz 帯における周波数の有効利用を速やかに</p>

		<p>実現するものであることから、これらに賛成いたします。</p> <p>なお、次の事項もご検討いただくことを希望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案」に関して、終了促進措置の実施にあたり、認定開設者と対象免許人等との間の協議が不調な場合の第三者による仲裁の仕組み等を設けていただくこと。</li> <li>2. 移動通信システムの周波数ひっ迫状況を考慮いただき、900MHz帯を含む新規周波数を早期に割当ていただくこと。</li> </ol>
152	三洋電機株式会社	<p>700/900MHz帯における周波数割当については、基本的に、国際的な周波数ハーモナイズを重視して進めるべきという考え方を大前提とした上で、700MHz帯高度道路交通システムの導入に向けた制度整備案に賛同致します。</p> <p>700MHz帯高度道路交通システムを有効活用し、交通事故の低減及びCO2削減/環境保護に寄与するためには、早期に本システムを実用化し、多くの企業や関係団体が普及促進に貢献していくことが重要です。</p> <p>また、日本で実用化される700MHz帯高度道路交通システムが多くの国地域で活用されるよう、周波数の国際協調およびITS普及促進活動がより強力に推進される事を期待致します。</p>
153	有限会社片岡通信機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終了促進措置対象の免許人について <p>新周波数の中継局がサービスを開始するまでの間、ユーザーよりMCA端末の新設の依頼があれば、現行の周波数のMCA端末免許人に開局されることとなります。</p> <p>具体的にどの時期までに開設した免許人のMCA端末が、終了促進処置の対象免許人になるのか明確にしてください。</p> </li> <li>・移行先のインフラ整備について <p>900MHz帯の周波数移行に伴い、現在のアナログMCA・JSMRのサービスエリアを考慮し、900MHz帯に移行後の利用免許人に不満が生じないように既存の800Dのエリアを再検討して、場所によっては優位にあるJAMTAの中継局の場所も活用すべく、総務省から移動無線センターに強く指導していただきたい。</p> <p>800MHzデジタルMCA端末局の近畿地区の南大阪中継局について、南大阪中継局(金剛山)より大阪府堺市の泉ヶ丘駅を結ぶ線上にあるエリアは、電界が弱い箇所があり、そのエリア内にある免許人は、現行システムでは、改善できないため、あきらめていますが、周波数再編での移行で、同条件であれば、スムーズに移行対応に応じていただけない可能性があるため、移行先の南大阪中継局のインフラは、エリア改善をいただく必要があります。</p> <p>また、800MHz帯デジタルMCA無線システムは、IP-VPN網を活用した中継局間のネットワークによる長距離通信に特色があります。一部地域の新周波数での中継局の開設の遅れなどにより、MCA端末を使用する免許人が通信のできないエリアが発生するなどの不利益を受けないようにエリア構築をするようにMRCなどの指導・支援をおねがいします。</p> </li> <li>・販売店体制維持費について <p>販売店は、MCA端末局を新規導入またはリプレースで、順次販売した際の利益は、(MCA端末(ハード)の利益と工事作業利益)、5年リース契約であれば、リース期間内のお客様を、アフターサポート・保守サービスを行う販売店の体制費用となります。今回の周波数再編をスムーズに、早期に進めると、MCA端末局費用(利益)を短期間の単年度に、計上します。(仮に1年間に)当然その利益は、その年度で、1年間で全MCA端末一気に計上し、経理処理されます。その後の4年間は、新規導入が少なければ、お客様のアフターメンテナンスする販売店作業員経費等がでなくなりません。</p> <p>そこで、MCA端末局の費用の一部費用を、認定開設者様より中継局の免許人様等にお支払いいただき、その費用を販売店に残り4年間分に分割して、毎月の費用として、お支払いいただきますと、販売店の経費も均一になり、円滑アフターメンテナンスが行える処置をご検討いただきますよ</p> </li> </ul>



		<p>うお願いします。</p> <p>また販社の更新作業に伴う費用につきましては、迅速な支払が行われます様、制度構築をしていただきたい。</p> <p>・リース物件について</p> <p>近年機器をリース制度で導入する企業や市町村が多くなっていますが、リース期間が満了に近い償却済み物件を更新した場合、新たなリース資産となると思われますので、再リース期間や再リース料に影響しない様に願いたい。</p> <p>・その他</p> <p>移行作業を早期にスムーズに進めるために、端末対象免許人の既設の販売店が、移行作業を進めるのが望ましく、販売店同士の競合(合い見積をとる等)が起こらないような仕組み作りを、端末免許人様アフターフォローの面からもご検討いただきますようお願いいたします。</p>
154	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	<p>(MCA端末局をテレメータとして使用している場合の終了促進措置に関する費用算定について)</p> <p>MCA無線を使ったテレメータシステムはその全てが固定局で、アンテナを10m程度の支柱に設置していることが多い。そのため、交換にあたっては一般的な交換費用だけでなく、安全対策費、高所作業費などが発生する。また、ユーザーのほとんどが官公庁であり、作業の前に工程表、作業要領書を求められることはもちろん、安全対策のための書類などを求められる場合があるため、事前準備にかかる経費が発生する場合がある。また、これらの条件は顧客毎にことなっているため、一律で査定することは難しいことをご了解ください。</p> <p>対象MCA端末局 全国 約 50台</p>
155	株式会社渡辺精工社	<p>弊社では約6年前から富士通(株)製デジタルタコグラフの販売を推進しておりますが、同社製品の中で、現行の800MhzデジタルMCA無線機と有線接続をして、リアルタイムで車両管理(動態管理)システムを構築するタイプのものでございます。弊社では同製品も販売しており、現時点で販売済みの同システム稼働ユーザー様は、全国に約10社あり、稼働機器台数で約500台弱でございます。(添付の製品資料をご参照ください)</p> <p>現行800MhzデジタルMCA無線機が、新周波数に対応した新型機に変更になると、連動している当該システムも機器及びソフト類の修正や見直し、動作検証等が必要になると思われます。(最終的には、同製品の実際の製造会社である(株)トランストロンへの確認が必要になると思ひます。)</p> <p>つきましては、認定開設者様が負担する終了促進措置費用の中に、上記該当システムの変更費用も含めてご検討頂ければ大変幸甚でございます。</p>
156	徳田 英幸	<p>「認定開設者が最低限、共通的に負担すべき費用項目」であるとの位置づけを再度明確化すべきである。また、「上限額」、「下限額」という名称も、正確には「上限想定額」、「下限想定額」というぐらいの名称の方が誤解を生じないのではないか？</p>
157	個人	<p>電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民全体のために活用されることが必要であるところ、電波は、その物理的特性から利用状況によっては混信が発生するため、一定の秩序の下で利用することが求められ、電波の有効利用が図られている。周波数移行処置は今回のみならず、技術進展や社会経済の要請の変化により、今後もありうることである。特に、携帯電話市場におけるデータトラヒックの増加にかんがみると、電波の需要はますます高まっており、希少性をいっそう増している。「電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の十二第一項の規定に基づき、三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針(案)」(以下、「指針案」という)では、改正電波法に基づき、周波数移行を、当該周波数を希望する者による費用負担で実施するものであり、新しい周波数政策の基本的考え方を示すものである。</p> <p>新しい周波数政策のポイントとして、以下の点が重要であると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存システムの周波数移行に伴う経費の負担(従来は既存システムの利用者が自己負担)</li> <li>・新規利用者の選定方法(従来は周波数移行の実施の有無は考慮外)</li> <li>・既存システムの利用者との間の周波数移行の調整方法(従来は国が一律に移行期限を設定)</li> </ul>

・新規利用者と既存システムの利用者との共用条件の設定(従来は移行完了後に利用開始)  
指針案は、負担する費用の範囲、負担の上限、移行期限、審査方法等について国が一定のルールを定めたものであり、上記各ポイントを網羅するものであり、今後の周波数政策の基本を定めたものと評価できる。

今回の制度は、周波数再編を迅速・円滑に進め、携帯電話システムを早期に導入するために、認定開設者が周波数移行に必要な費用を負担することとしたものであり、その負担の性質は、損失補償とは異なる。移行費用の手当は、既存無線局の周波数移行の円滑化に資するための法が認めた特別の制度である。「損失補償」の考え方にたった場合、既存の設備・機器は、耐用年数に応じて、減価償却して、補償されることになるが、本スキームにおいては、いわば「新品」が給付される。また、現物支給か、相当の対価の支給かは、当事者間の合意をもとに判断される。これらに鑑みても、損失補償とは法的性格を異にするものと解すべきであり、このことを前提にする指針案は妥当である。

周波数移行は、既存無線局の周波数移行の円滑化に資するのみならず、認定開設者にとっても合理性が求められるものであることが必要である。この見地からは、費用負担の範囲は、既存無線局の周波数移行に直接必要となる範囲とすることが妥当である。本移行スキームでは、新規認定開設者と既存システムの無線局の開設者との「合意」を前提に移行を進めるべき性質のものであるところ、かかる「合意」に当たっては、「移行」のインセンティブを確保することが重要である。すなわち、ある費目について、それを移行費用に含めることが、かえって移行のディスインセンティブになってしまうと、本移行制度の趣旨を没却してしまうため、指針案が、「周波数移行に直接必要となる範囲」に限定していることは妥当であると考えられる。

そもそも、今回の周波数移行制度においても、従来の電波法における損失補償の考え方と同様であることから、周波数移行に起因して生じる費用の全てが、当然に認定開設者によって負担されるべきものではない。費用負担の範囲は、既存免許人等にとって周波数を移行するインセンティブとなるのみならず、認定開設者にとっても費用負担により周波数移行が迅速・円滑に進むものである必要がある。したがって、周波数移行に関連する費用であっても負担の対象外となるものがある一方、認定開設者にとって迅速な周波数移行、ひいては早期の携帯電話サービスの開始に資するものは、負担の対象とすることが適当であると考えられ、その点を示す「指針案」は妥当である。

開設者認定後にも、実際の費用支払いが適正かつ経済的に行われているかどうかについて、移行期間全体を通じて調査すべきである。また、新周波数帯のシステムに移行することで技術革新による運用コスト低減や、利用の高度化など利益が認められるようなケースがあるとするれば、その場合には、候補開設者がその部分を費用負担から適正な根拠とともに減額することも排除しないようにすべきとも考えられる。

指針案によれば、絶対審査をクリアした事業者が複数いる場合には、競願時の審査として、①移行費用の負担額の多寡、②エリアカバー率、③周波数移行の体制、他の電気通信事業者による無線設備の利用促進、周波数の割当て状況及び逼迫状況等を順次審査するものとなるため、仮に複数の事業者が移行経費は負担額が上限に張り付いた場合には、上記②及び③の順に審査を行い、事業者を選定することとなる。

ただ、もしそうだとすると、比較審査的な(②、③の審査にみられるように)運用になる。そこが「移行費用の算定方法の考え方」としていわば肝であって、当該周波数移行制度は、市場原理を活用した周波数移行の実施と、従来「比較審査」でおこなわれていたエリアカバー率の義務付けなどの無線局の開設にあたって必要な条件の義務付けがいわばハイブリッド的に審査基準に挙げられている点で、高く評価されるものである。その点で、「競願時審査基準」は、きわめて重要である。というのも、周波数移行計画に則って当初の計画通り円滑かつ迅速に事業活動が後に展開できることが必要で、周波数の移行自体が自己目的化することがあってはならない。その見地からは、落札後の円滑かつ迅速な事業活動の展開にあたって最低限必要な審査と条件の義務付けは必須であり、この見地から、指針案に掲記されている「競願時審査基準」は妥当である。

「競願時審査基準」のうち、「申請者に割り当てている周波数帯の差違」について、「割り当て周波数の少ない事業者を優先すべき」との見方もありえようが、まずは、「終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること」こそが重要であり、公正競争の確保の観点からは、あくまで、電波は国民共有の有限希少な

		<p>資源であり、国民全体のために活用されることが必要であるとの観点から、電波の円滑かつ迅速な利用の促進に資するかどうかを踏まえた総合考慮要因の一要素として慎重に判断すべきである。</p> <p>また「申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度」について評価項目に入れているのは、電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民「全体」のために活用されることが必要であるとの大原則に照らし妥当であり、これを狭く解釈して、例えば「契約者数の伸び率」といった特定の指標のみに着目することは必ずしも適当ではなく、国民共有の有限稀少な資源である電波利用の受益者が最大多数となるとの観点から判断すべきことが重要である。</p> <p>指針案は、裁定手続きを設けていない。900MHz帯の再編に関しては個々の無線局利用者との交渉に先立って MCA について基地局免許人、RFID については、業界団体及び製造業者と事前に個々の利用者への協議申し入れの内容について調整を図ることを義務付けているというのが、その理由と考えられ、この制度設計は妥当である。なんとなれば、MCA や RFID 事業者は移行させられる者ではあるものの、同時に、移行先周波数での事業を早期に始めたいと考えているグループでもあるため、移行交渉の仲介役として適当であるからである。</p>
158	横澤 誠	<p>今回の終了促進措置は今回のみならず、新しい周波数ガバナンスの政策の基本的考え方を示したものであるべきだと考える。特に、モバイルブロードバンドに供する周波数帯域の逼迫が予想以上に深刻になっている事と、移転を強いられる既存利用者が利用方法の実態を含めて複雑多岐にわたるという状況下で、社会経済的な要請に応えるためには、単純な市場原理のみに基づく利用者の決定方式では限界がある。</p> <p>そのためには、比較審査方式と市場メカニズムの2つの方式の対立のみに気を取られるべきではない。両者に共通しているのは、周波数帯を分解して限られた事業者に占有使用させるという前提であり、これは利用効率的には最適ではない。また、技術的にも産業構造的にも絶対的なものではなくなりつつある。現に MVNO や事業者間のローミングは一般的なものとなっており、長期的にはコグニティブ無線のような技術を採用し柔軟な周波数帯利用を前提とした利用効率の高い方式も想定できる。社会的インフラとしての周波数利用による通信環境が安定、安全、安価に提供できる事が、このインフラの上に展開する次世代の産業を成長させる鍵となるので、高度な戦略性を今の時点で提示するべきである。</p> <p>市場の発展については事業者間の競争のみが原動力なのではなく、むしろ契約者の純増数をターゲットとするような昨今の事業者間競争には、必ずしも本質的な利用者利益に直結していない点も多い。非競争領域の再定義により、安定した周波数帯の共同利用の発想にも期待しつつ、幅広い視点を見据えた制度を検討する余地がある。</p> <p>周波数利用の国民生活における重要性を長期的に考えると、占有利用の許可を得た周波数帯の多寡やその特性が直ちに事業者の市場競争力に影響する構造を改める方向に向かうべきであり、より高度なサービスやその安定運用、付加価値サービスの機能や品質による利用者視点での市場競争が行われる方向へ誘導を進めるべきである。</p> <p>今回定められた指針は、複雑な周波数利用現況と逼迫した社会的要請に柔軟に対応できる仕組みを示したものと考えられるが、実効的に運用されるには新旧利用者間、事業者間など多くの主体間の理解と協力が必要になる点を強調すべきである。</p> <p>一方で、周波数帯利用に関する政策決定に、透明性が求められるのは当然ではあるが、それはオークションのように全てを市場原理に任せるだけが唯一の方法ではない。適正な審査要件の開示と、公明正大な審査により円滑な移行(既存利用者の不利益を最小にする周波数帯利用の終了・移行と特定基地局の開設・利用の開始)を促進する事が必要で、今回定められた事業者の決定方式についても指針に基づいた透明な運用が求められる。</p> <p>指針は近い将来の移行によって生ずる様々な当事者間のやり取りを現時点において予見した調査に基づいており、実際の移行においては当事者</p>

間の協議により、今回定めた費用項目や金額、責任範囲の定義などが大きく外れる事もあり得る。その場合、実際の移行には悪影響を与える可能性がある。

円滑な移転を至上の政策目標とするならば、指針としての意図を明確にし、実際の移行においては、正当性と透明性を確保した上で当事者間の合意を大胆に優先させることを、誤解が生じないように強調した方が良い。これは金額、支払い方式、支払い時期、関連する団体の役割、紛争が生じた時の措置など、より広い範囲を予見したものであるべきで、必要があれば、もう少し詳細に付加的な指針の提示を行うことも考えられる。

また、広く当事者や社会全般において誤解される事が無いように細部まで含めたプロセスの提示を行う必要がある。申請時の負担可能額費用提示の際にも、指針に従った額の提示を行った上で、申請者が付記的に費用負担の範囲を広げたり狭めたりした調整費用を提示する事を否定するべきではない。例えば、上限額を超えた金額提示があった場合、その過剰分の金額が競願時に示された各審査項目において考慮されるような事があっても良い。同様に、指針において提示された費用負担項目自体についても、これ以外の項目が付記的に計上されることも否定せず、競願時の判断材料として採用すべきである。

総額だけではなく年次的展開の計画も妥当性を検証すべき点については、競願時規程において基準として明示されたと考えるが、競願審査時の「整備計画」、「他事業者の基地局利用」、「電気通信事業の健全な発展」の三項目の優先順位が実際の事業者選定に大きく影響を及ぼす可能性がある。個人的にはローミングやMVNOなど他の事業者への周波数帯提供の柔軟性(電波資源の協調的共同利用)を特に優先度を高くしても良いと考える。しかしながら、予見的に優先順位を決定づける事は難しいため、この段階における審査基準についてももう少し具体的な何らかの方針を付記して、出願者の共通の認識とする必要があるだろう。

新たな開設者が決定した後の事業者間協議についても、プロセスが透明性を確保しつつ遂行される必要がある。また、実際の費用支払いが適正かつ社会経済的に効果的に行われているかどうか(すなわち該当する周波数の新たな利用が順調に開始されているかどうか)について、移行期間全体を通じて調査し、もし支障がある場合には、情報を公開した上で行政的な措置がとられるべきである。この点については、当事者間協議を基調としながらも、それがうまく行かない時の調整手段や、不公正な動きが認められた際の対応、最悪の場合の再度事業者決定のやり直しの手続きについても想定だけはしておく(あるいは今後の議論の対象と)すべきである。

費用算定方法とそのモデルについては、費用提示の移行措置における意味合いと合わせて総体的にとらえるべきである。今回定義された費用負担額の項目と、その算定モデルについては、以下のような点を明示的に強調して提示すべきだと考える。

- ・下限額が絶対審査基準(これを下回る金額しか負担できない事業者は、既存利用者の新たな周波数帯への円滑な移行を担保できない)である
- ・上限額は既存利用者の移行に(円滑な調整が行われたとして)「最低必要」と思われる金額を「最大限に」見積もったものであり、事業者選定の際に、この金額以上ならば提示金額そのものには差が無いと判断する(象徴的な)金額である

特に上限額の算定の説明については注意を要し、調整が不調な場合や、なんらかの事情で2012年末までにRFIDやMCAの既存周波数帯利用者の増加が止まらない場合には、上限と言いつつもさらにこれを上回る金額が必要になる事もあり、また算定項目に現れない調整費用などの金額は、事業者選定の基準としては考慮されないものの実際の移行時には必要となる点を明記しておかないと、誤解を生じる元となりかねない。以上の上限下限の金額の意味の解釈に多義性を排除し、不透明性および不公平が生じる事の無いように、適切に明示されるようにしてほしい。